

＜令和 6 年度 ▶▶▶ 令和 11 年度＞
第 4 期香美町障害者福祉計画

＜令和 6 年度 ▶▶▶ 令和 8 年度＞
第 7 期香美町障害福祉計画

第 3 期香美町障害児福祉計画

こどもたちに夢と未来をつなぐまち



目次

第1部 総論	1
第1章 計画の概要.....	1
第2章 障害のある人を取り巻く現状.....	7
第3章 基本的な考え方.....	18
第2部 第4期香美町障害者福祉計画	22
第1章 計画の体系.....	22
第2章 施策の展開.....	23
第3部 第7期香美町障害福祉計画/第3期香美町障害児福祉計画	43
第1章 基本的な考え方.....	43
第2章 成果目標の設定.....	46
第3章 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保のための方策.....	57
第4章 障害児通所支援及び相談支援の見込量と確保のための方策.....	67
第5章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策.....	71
第4部 計画の推進体制	78
第1章 PDCA サイクルの推進.....	78
第2章 当事者参画の推進.....	78
第3章 計画の普及啓発.....	79
第4章 計画の進行管理と評価.....	79
第5部 資料編	80
第4期香美町障害者福祉計画策定経過.....	80
パブリックコメントの結果.....	81
香美町障害者福祉計画等策定委員会名簿.....	82
香美町障害者福祉計画等策定委員会設置要綱.....	84
用語解説.....	86

<第1部>

総論

第1部 総論

第1章 計画の概要

1-1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国においては少子高齢化が急速に進展するとともに、長寿化が進み、障害のある人やその介護者の高齢化、障害の重度化、重複化といった問題が顕在化してきている一方で、人々の価値観やライフスタイルは多様化し、また、情報化の進展により障害のある人を取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした状況の中にあっても、私たちを取り巻く社会生活の中で、全ての障害のある人が地域で安心して生活できる住みやすいまちづくりが求められています。

また、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」では、令和 12 (2030) 年までに誰一人取り残さない持続可能でよりよい社会を目指すこととしており、障害のある人も含めた共生社会を目指した目標となっています。

このような状況のもと、「障害者基本法」第 1 条及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)」第 2 条に記載されている「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との基本理念並びに「児童福祉法」第 1 条に記載されている「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること」との基本理念を実現するため、「第 4 期香美町障害者福祉計画」、「第 7 期香美町障害福祉計画」及び「第 3 期香美町障害児福祉計画」を一体的に策定し、地域の実情やニーズに沿った施策を着実に推進します。

■ 障害者施策に関する関係法令の動向

	関係法令等の名称	関係法令等の概要
平成 17 年	発達障害者支援法の施行	発達障害の位置づけ
平成 18 年	障害者雇用促進法の改正	雇用対策の強化等
	障害者自立支援法の施行	福祉サービス体系の再編
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行	総合的なバリアフリー化の推進等
平成 19 年	障害者基本法の改正	市町村障害者計画の義務化
平成 21 年	障害者雇用促進法の改正	障害者雇用の一層の促進等

	関係法令等の名称	関係法令等の概要
平成 22 年	障害者自立支援法の改正	利用者負担や障害者の範囲、障害程度区分の見直し等
平成 23 年	障害者基本法の改正	障害者規定の見直し等
	障害者虐待防止法の施行	障害者虐待の早期発見の努力義務の規定等
平成 25 年	障害者総合支援法の施行	障害者自立支援法の廃止に伴う障害者の範囲の見直しや障害支援区分の創設等
平成 26 年	障害者の権利に関する条約の批准	あらゆる障害者の尊厳と権利を保障するための条約
平成 28 年	障害者差別解消法の施行	障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や措置等を規定
	障害者雇用促進法の改正	雇用分野における障害を理由とする差別的取り扱いの禁止事項を規定
平成 30 年	障害者総合支援法の改正	高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用促進等
	児童福祉法の改正	医療的ケア児に対する支援の規定 障害児福祉計画の策定等
令和元年	障害者雇用促進法の改正	継続雇用の支援等
令和 2 年	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正	バリアフリー基準適合対象の拡大
令和 3 年	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行	医療的ケア児支援の努力義務化
令和 4 年	障害者総合支援法の改正	障害者等の地域生活の支援体制の充実
	障害者差別解消法の改正	事業者による障害者（児）への合理的配慮の提供の義務化

1-2 計画の位置づけ

本計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）及び兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画」との整合性を図りながら、また、香美町総合計画を基に、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」として策定し、本町における障害者施策の方向性とその実現に向けた指針となるものです。

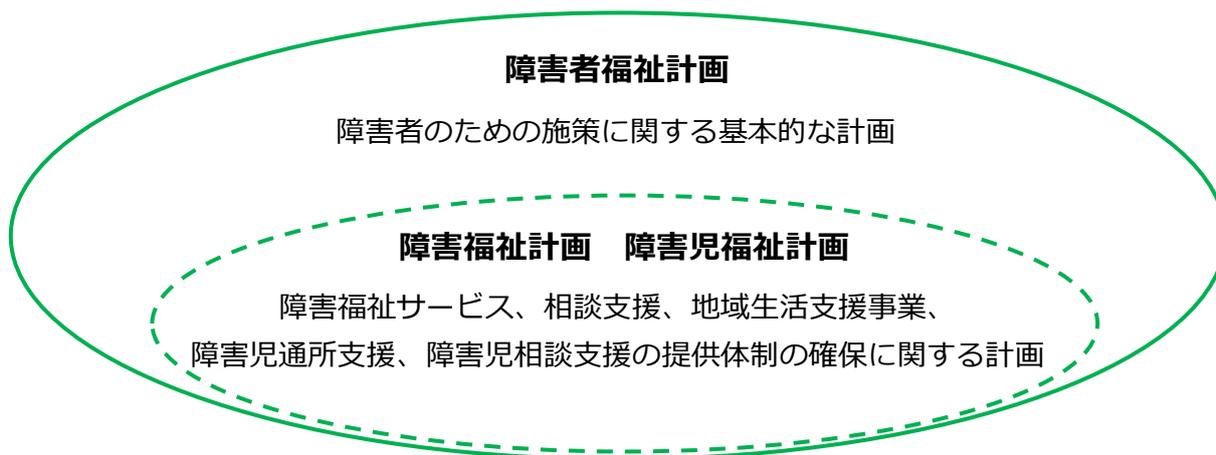
■各計画の概要

計画名称	計画期間	計画の内容
障害者福祉計画	6年間	障害者の福祉及び障害の予防に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための施策全般に関する基本的な計画
障害福祉計画	3年間	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画
障害児福祉計画	3年間	障害児通所支援及び相談支援の提供体制の確保に関する計画

■障害者福祉計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の関係

	障害者福祉計画	障害福祉計画 障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法第11条第3項	障害者総合支援法第88条第1項 児童福祉法第33条の20
上位計画	障害者基本計画	障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針
	ひょうご障害者福祉計画	兵庫県障害福祉実施計画

■ 障害者福祉計画と障害福祉計画、障害児福祉計画の一体性



■ 障害者基本法 障害者総合支援法 児童福祉法関係条文

障害者基本法第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

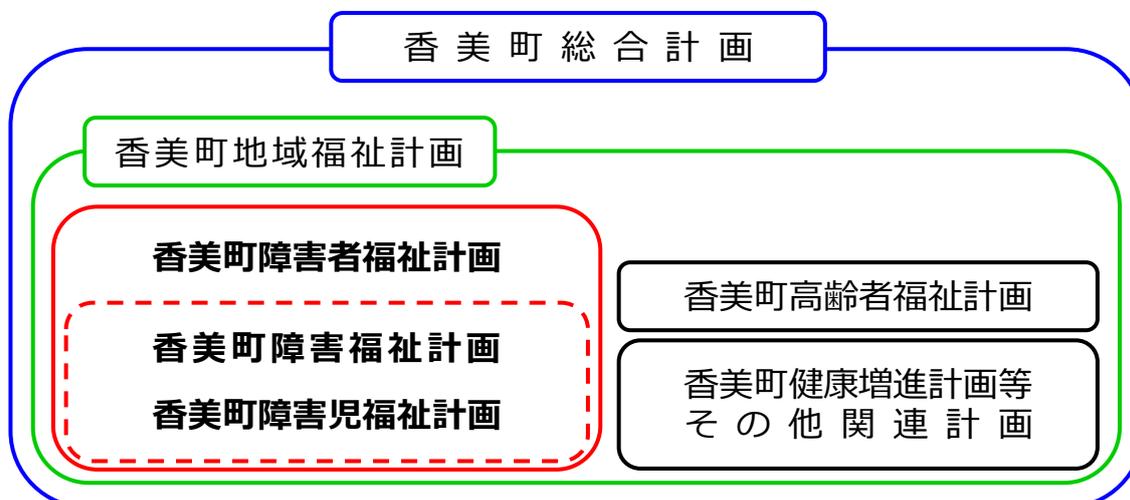
障害者総合支援法第 88 条第 1 項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

児童福祉法第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。

■ 香美町総合計画等関連計画との関係



1-3 計画の期間

第4期香美町障害者福祉計画は、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度の6年間を計画期間とします。

また、第7期香美町障害福祉計画及び第3期香美町障害児福祉計画は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間を計画期間とします。

■第4期香美町障害者福祉計画等の計画期間

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
障害者福祉計画	第4期障害者福祉計画					
障害福祉計画	第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
障害児福祉計画	第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		

1-4 計画の策定体制

1 香美町障害者福祉計画等策定委員会の設置

本計画の策定にあたっては、障害者団体の代表者、地域団体の代表者、保健・医療・福祉関係者、特別支援教育関係者、行政関係者等を委員とする「香美町障害者福祉計画等策定委員会」を設置し、計画策定のための検討を行いました。

2 障害のある人等へのアンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、町内在住の障害者手帳所持者及び障害福祉サービス受給者の状況、社会参加や地域での自立した生活に必要な支援等を把握し、計画に反映することを目的としてアンケート調査を実施しました。

3 障害者地域自立支援協議会からの提案

香美町障害者地域自立支援協議会から、障害のある人に対する支援の在り方や現状を踏まえた必要な支援策について、具体的な提案をいただきました。

4 障害者関係団体等からの意見聴取

本計画の策定にあたり、住民参画の一環として、当事者、家族及び支援者等が感じている課題や意見等を聴取しました。

5 パブリックコメントの実施

計画の策定にあたり、本計画（案）に対する住民の考えや意見を伺うためにパブリックコメントを実施しました。

1 - 5 計画期間中の見直しについて

障害者基本法や障害者総合支援法等の関係法令の改正や新たな法令の制定等、今後も新たな制度の創設や改正が進められることを鑑み、計画に定める内容について定期的に評価・検証を行い、必要な場合は計画期間中においても見直しを行うこととします。

第2章 障害のある人を取り巻く現状

2-1 データからみる障害のある人の現状

1 身体障害手帳所持者の状況

■障害別・級別

令和5年10月現在

	視覚	聴覚	音声 咀嚼	肢体	内部	合計
1級	20			60	165	245
2級	17	14		56	1	88
3級	6	3	6	92	26	133
4級	7	25	5	133	63	233
5級	8			51		59
6級	6	19		25		50
合計	64	61	11	417	255	808

■年齢別・級別

令和5年10月現在

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
18歳未満	4	1	1	0	1	1	8
18歳以上	241	87	132	233	58	49	800
合計	245	88	133	233	59	50	808

2 療育手帳所持者の状況

令和5年10月現在

	A	B1	B2	合計
18歳未満	5	5	28	38
18歳以上	67	50	34	151
合計	72	55	62	189

3 精神障害者保健福祉手帳所持者等の状況

令和5年10月現在

	1級	2級	3級	合計
精神障害者保健福祉手帳所持者	1	57	24	82
自立支援医療（精神通院医療） 受給者証所持者	-	-	-	204

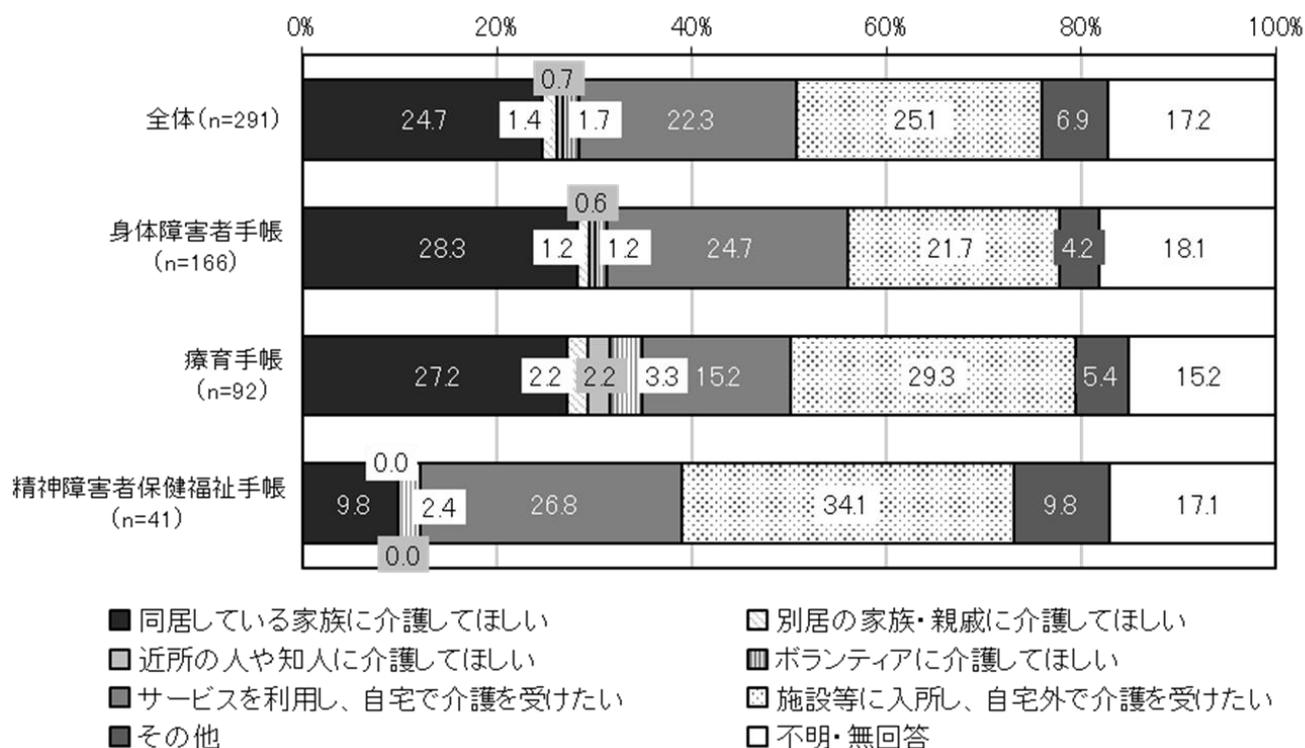
2-2 アンケート調査結果からみる障害のある人の現状

■ 調査結果の見方

- ・回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答割合を小数点以下第2位で四捨五入しています。このため、合計値が100.0%にならない場合があります。
- ・1つの質問に2つ以上答えることができる複数回答の設問では、回答比率が100.0%を超える場合があります。
- ・設問文や選択肢が長い場合、省略して標記している場合があります。
- ・この調査結果は抜粋のため、調査した全ての項目について掲載しているわけではありません。

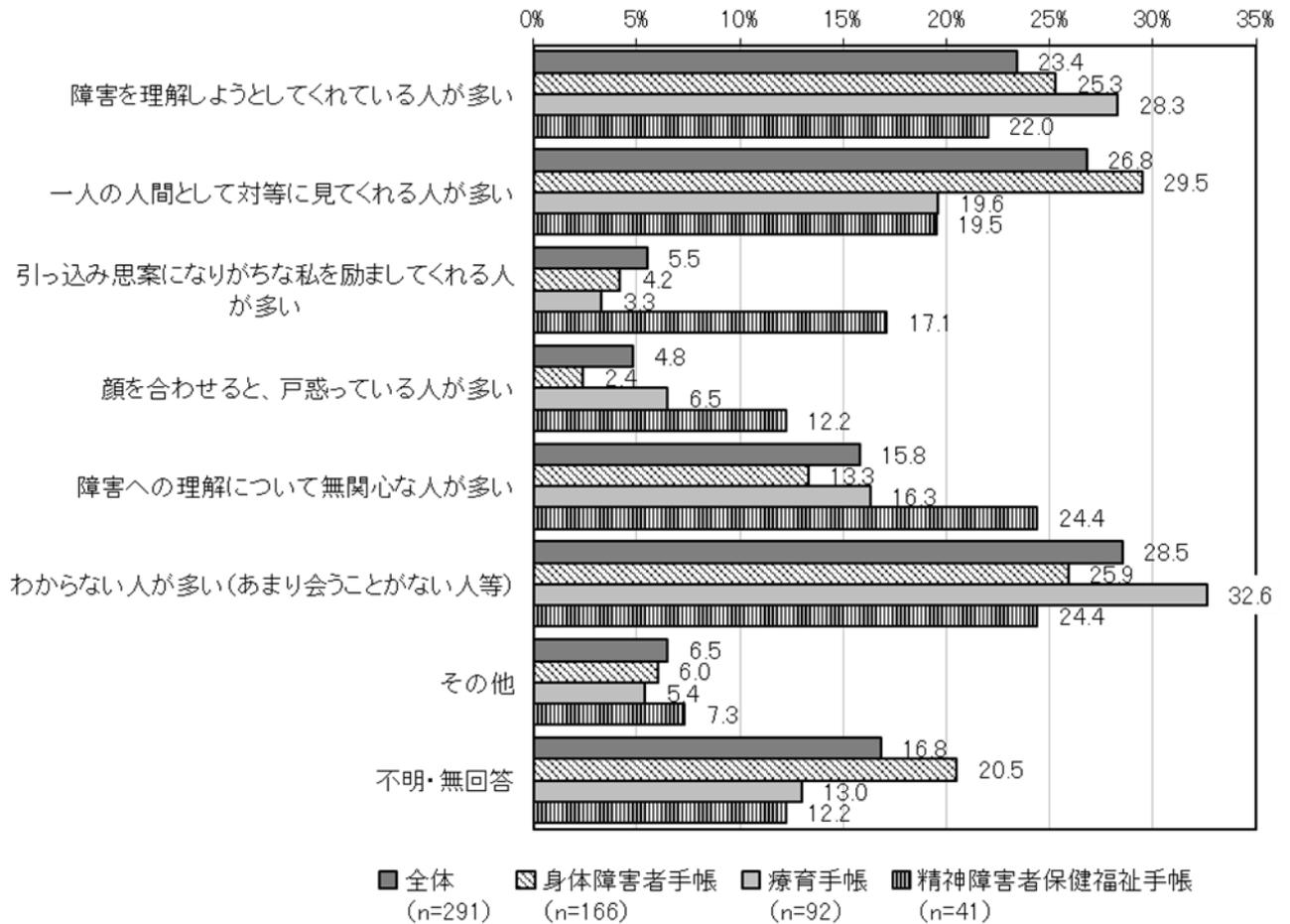
1 生活の自立と支援を目指す環境づくり

(1) 将来的に希望する介護



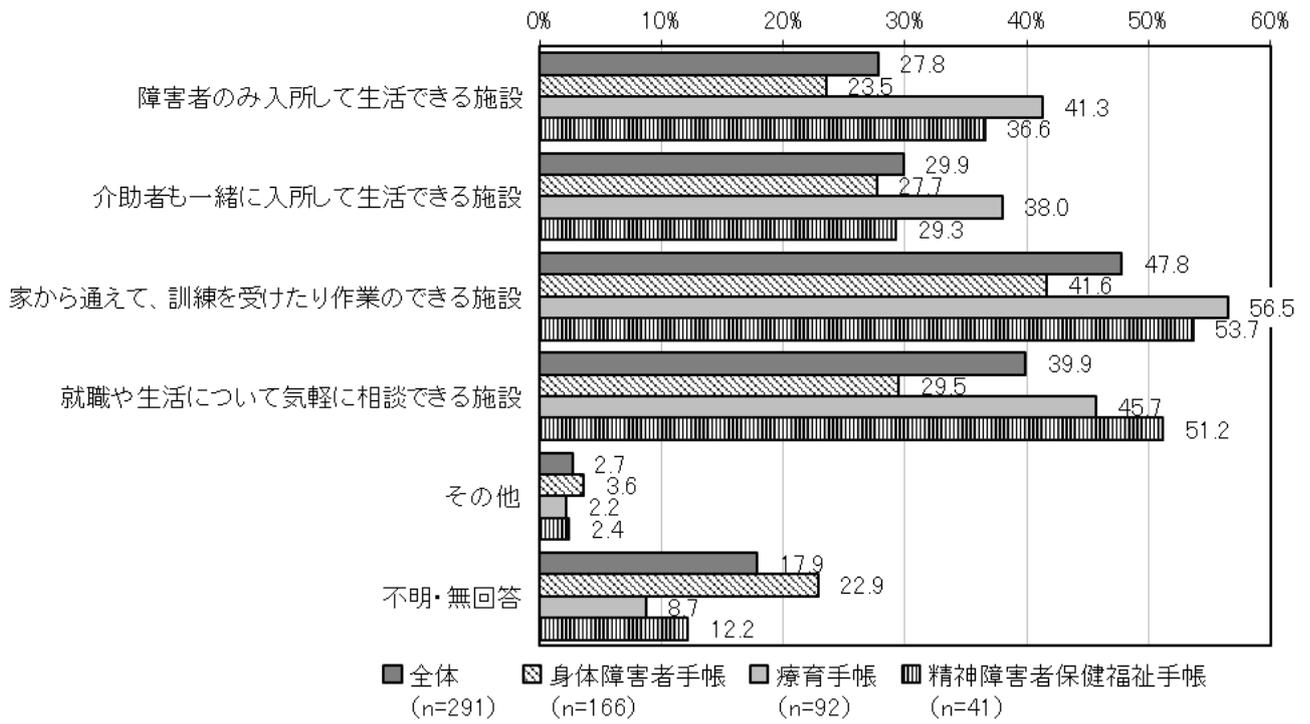
全体では、「施設等に入所し、自宅外で介護を受けたい」が25.1%、「同居している家族に介護してほしい」が24.7%となっています。

(2) 地域の人々の態度について感じていること



全体では、「わからない人が多い」が28.5%、「一人の人間として対等に見てくれる人が多い」が26.8%となっていますが、精神障害者保健福祉手帳所持者では、「障害への理解について無関心な人が多い」が24.4%となっています。

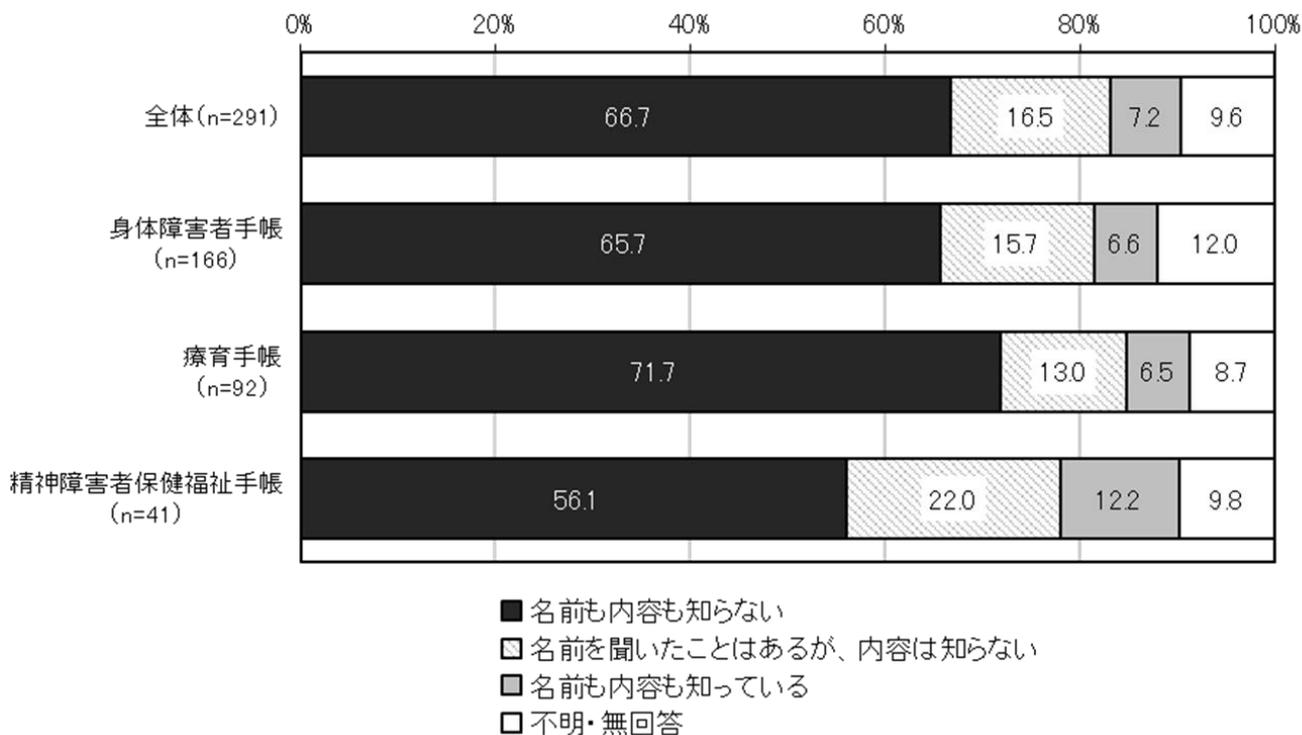
(3) 障害のある人が地域で暮らすために必要な施設



全体では、「家から通えて、訓練を受けたり作業のできる施設」が 47.8%、「就職や生活について気軽に相談できる施設」が 39.9%となっています。

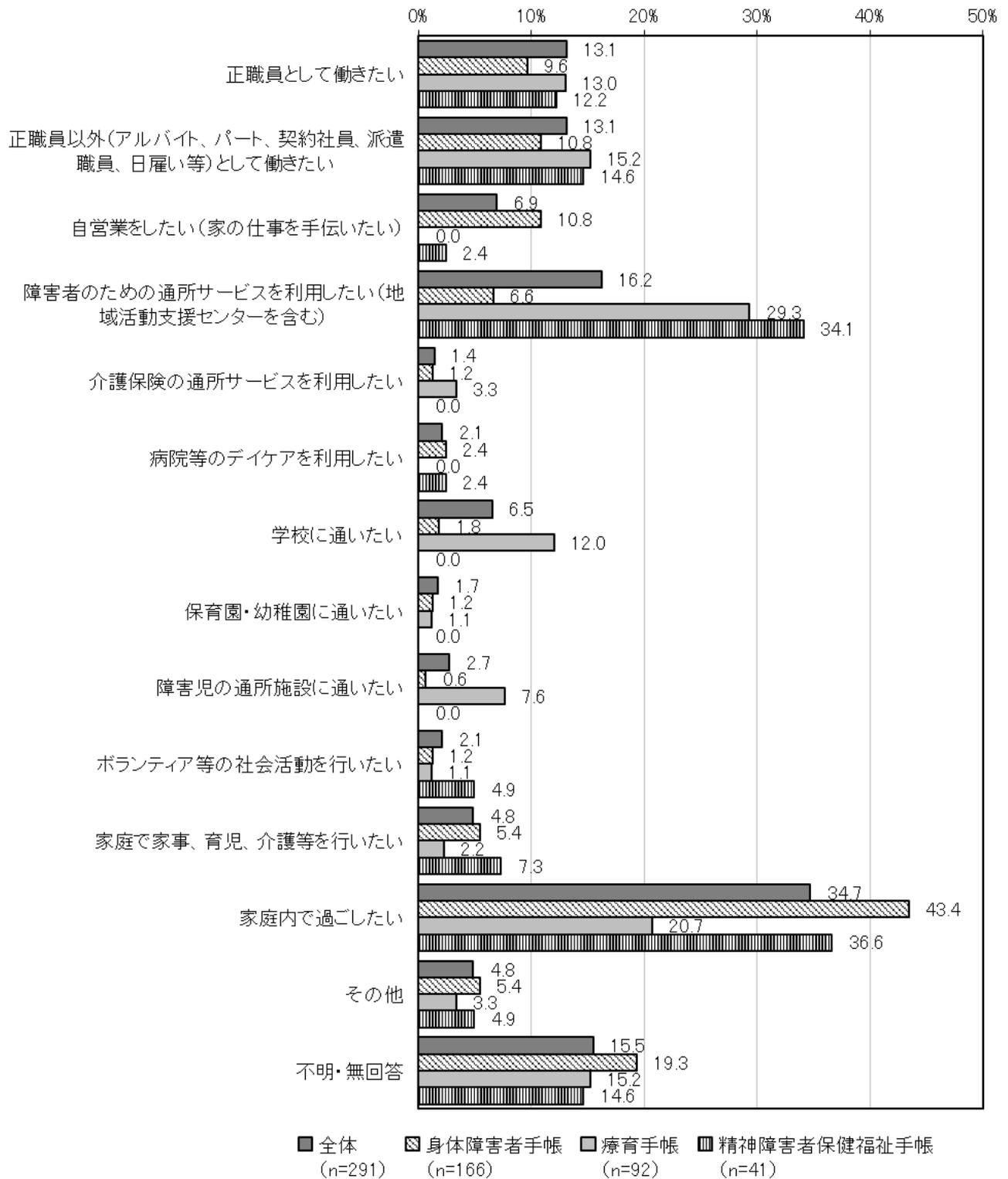
2 働くことができる環境づくり

(1) アクティブステーションかみを知っているか



全体では、「名前も内容も知らない」が66.7%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が16.5%、「名前も内容も知っている」が7.2%となっています。

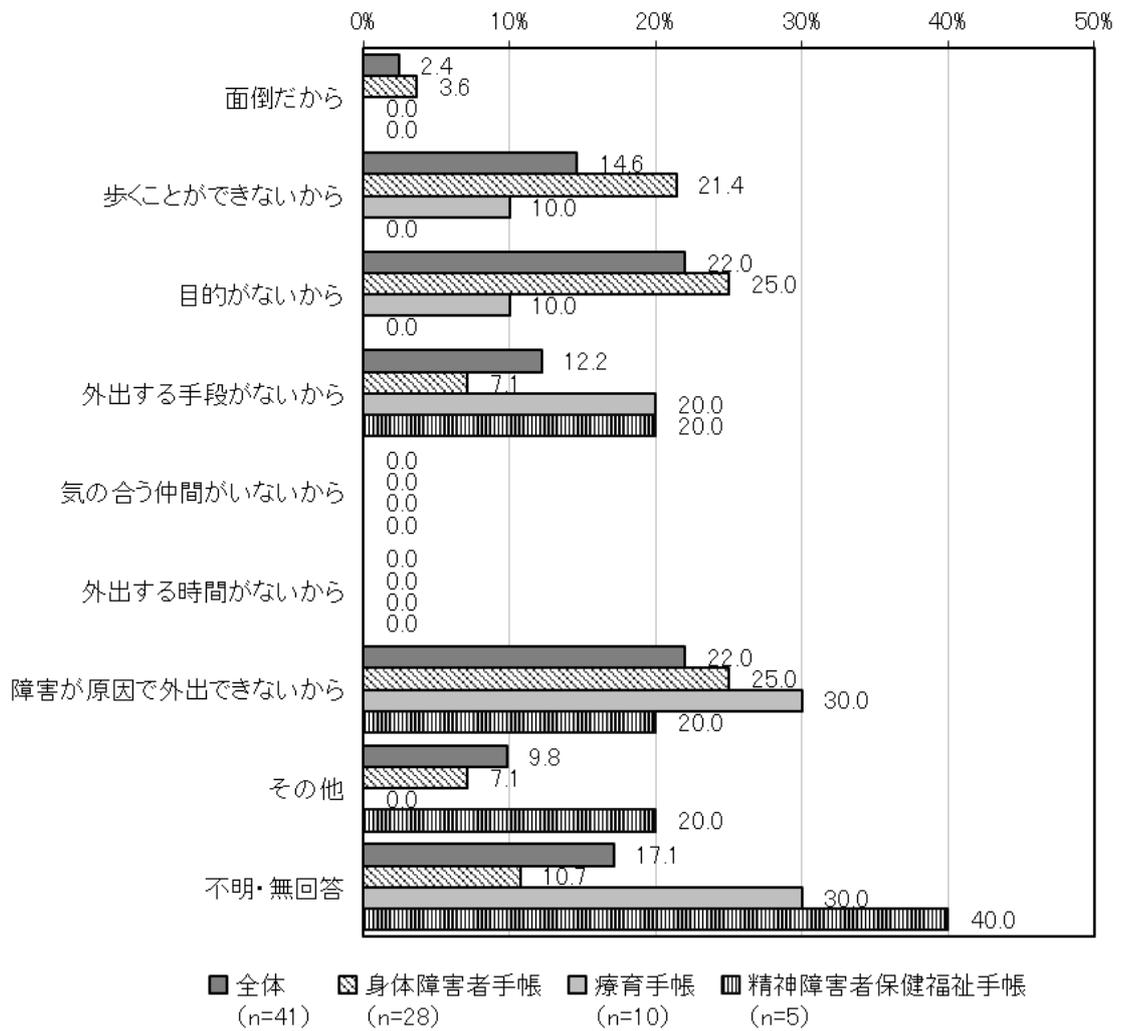
(2) 日中どのように過ごしたいか



全体では、「家庭内で過ごしたい」が 34.7%、「障害者のための通所サービスを利用したい」が 16.2%、「正職員として働きたい」「正職員以外（アルバイト、パート、契約社員等）として働きたい」がともに 13.1%となっています。

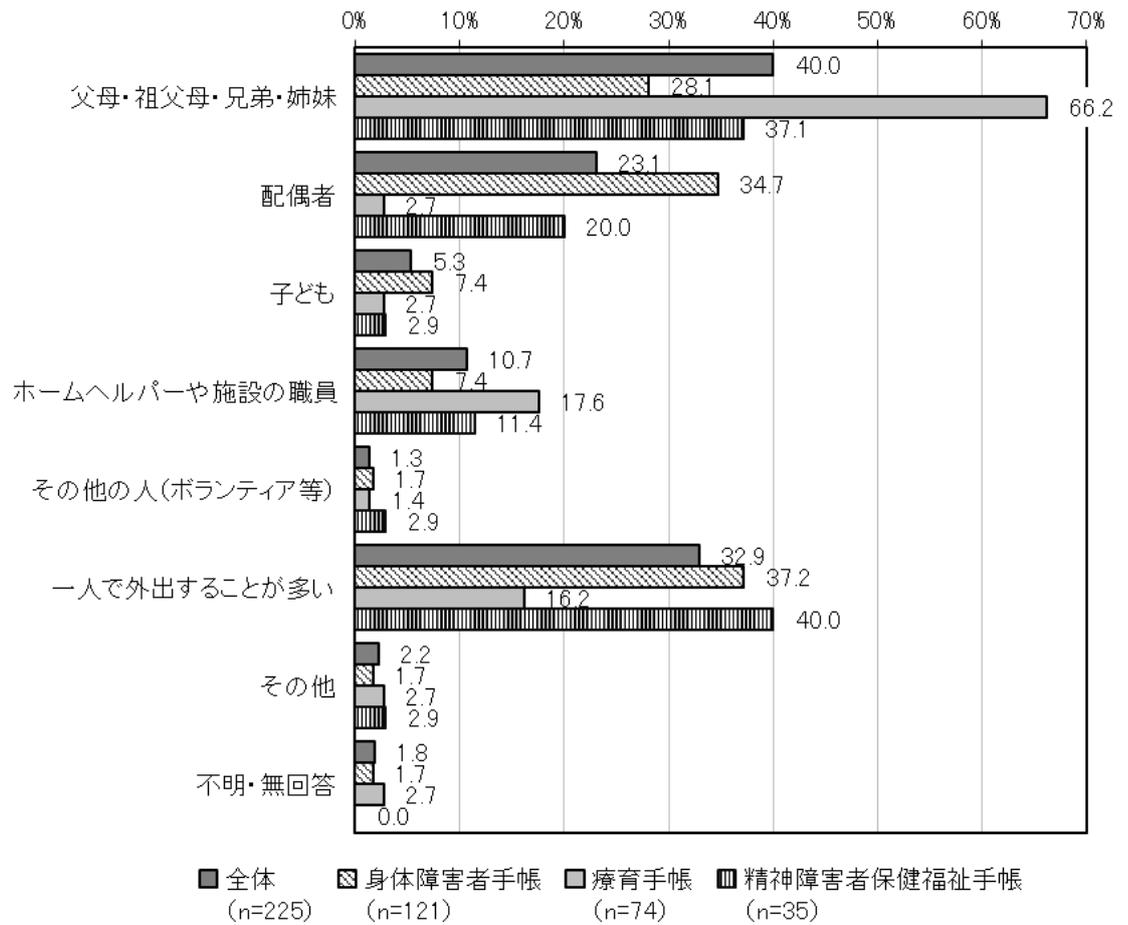
3 社会参加できる環境づくり

(1) 「最近1ヶ月で外出していない」と回答した人の「外出しない理由」



全体では、「目的がないから」「障害が原因で外出できないから」が22.0%、「歩くことができないから」が14.6%となっています。

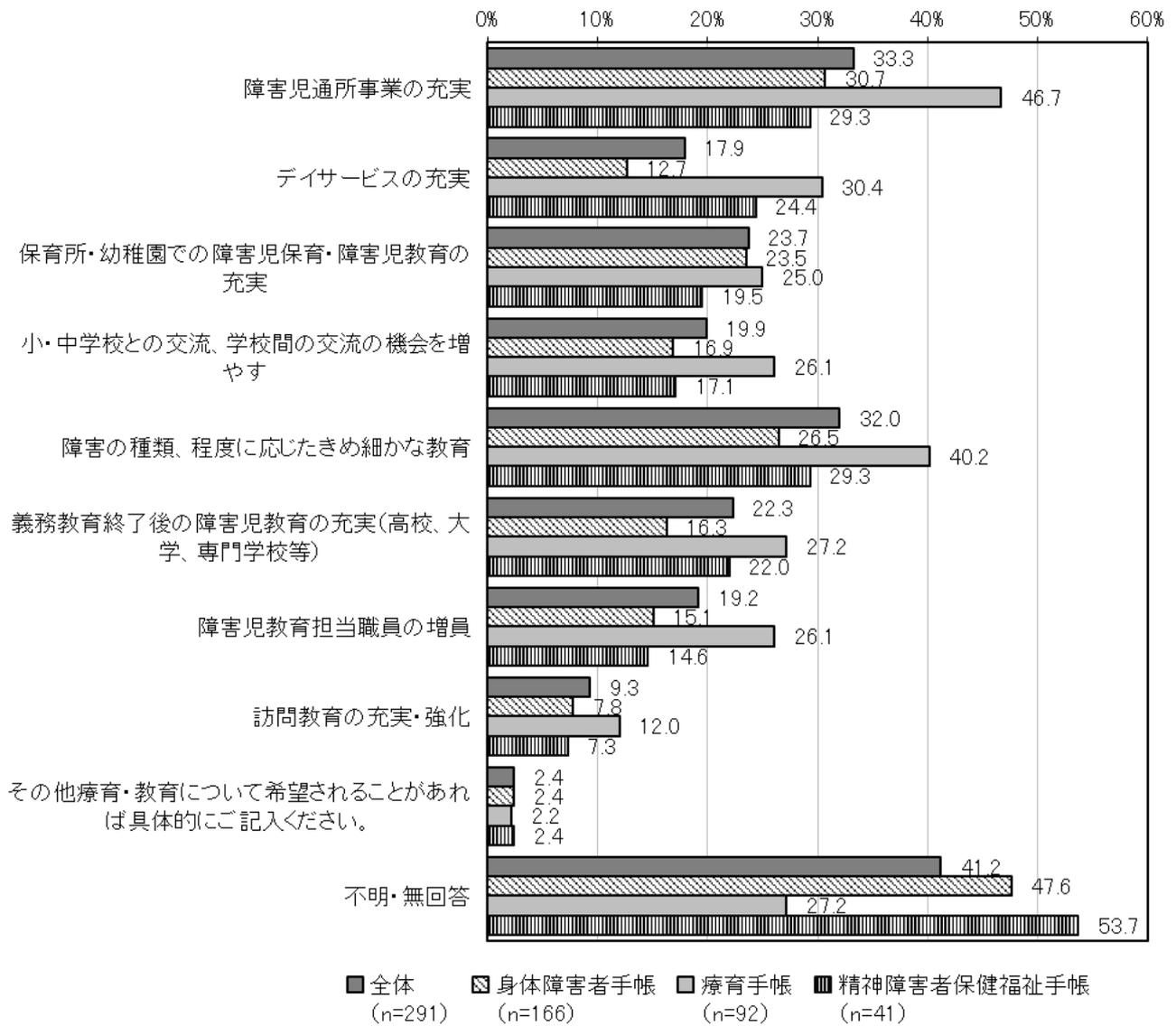
(2) どなたと外出することが多いか



全体では、「父母・祖父母・兄弟・姉妹」が 40.0%、「一人で外出することが多い」が 32.9%、「配偶者」が 23.1%となっています。

4 障害のある子どもへの療育の推進

(1) 障害のある子どもの療育・教育に希望すること



全体では、「障害児通所事業の充実」が33.3%、「障害の種類、程度に応じたきめ細かな教育」が32.0%、「保育所・幼稚園での障害児保育・障害児教育の充実」が23.7%となっています。

2-3 障害者福祉計画策定における課題（障害福祉施策の現状確認）

統計データ、障害者福祉計画策定に関するアンケート調査結果、関係団体からの意見聴取及び障害のある人からの意見聴取等に基づき、本町の障害福祉施策における課題を次のとおり整理しました。

本計画では、これらの課題解決に向けた取組を進めます。

1 生活の自立と支援を目指す環境づくり

- (1) 障害者福祉計画策定に関するアンケート調査では、将来希望する暮らし方について、「施設等に入所し、自宅外で介護を受けたい」と回答した割合が最も多く、親元等を離れての生活支援が求められていることから、グループホーム等の確保や一人で暮らすことができる環境の整備が重要な課題となっています。
- (2) 障害者福祉計画策定に関するアンケート調査では、精神障害のある人が感じる地域の人の態度について「障害への理解について無関心な人が多い」、「わからない人が多い」と感じている人の割合が最も多く、障害についての理解を広げることが必要であり、障害の特性や体調にあわせた社会参加ができる環境づくりが求められているといえます。
- (3) 町内の障害福祉サービス事業所は、訪問系事業所、日中活動系事業所が1事業所ずつありますが、それぞれの事業所で人材不足が生じています。適切にサービスを提供するためには、介護人材の確保が重要な課題であることから、介護人材をうまく活用しながら適切にサービス提供を行うため、介護保険事業所や障害福祉サービス事業所に対して、共生型サービスの導入を促していく必要があります。
- (4) 障害福祉サービスについては、サービス等利用計画書に記載された本人や家族の意向に沿った適切なサービスが提供されている事例が多く、相談支援事業所の支援も適切に行われています。一方で、ごく少数ですが、「必要とする情報提供が受けられない」、「面談や支援につながるまでに時間がかかる」等の意見があることから、より身近に支援を受けることができる充実した相談支援体制が求められています。
- (5) 公共交通機関の利用や自家用車の利用等の方法で町外の障害福祉サービス事業所へ通所している人がいる一方で、公共交通機関を利用する際に必要となる費用を負担に感じることから通所を控える人もいる状況があることから、事業所への通所に必要となる経費を助成する制度の創設等、誰もが気軽にサービスの提供を受けられる環境整備が求められています。

2 働くことができる環境づくり

- (1) 障害のある人の多くが経済的安定や生きがいのある生活を送るために、自身の適性や能力を活かして社会で働くことを希望していることから、それぞれの障害のニーズにあった

職場を確保していくことが大きな課題となっています。

- (2) 就労継続支援B型事業所をはじめとした障害福祉サービス事業所に通所しながら福祉的就労を行っている人が、一般就労へ移行していくことができるよう、障害のある人を受け入れる町内の事業所や周囲の人の理解を広げていく必要があります。
- (3) 障害のある人やひきこもり者の就労の促進、社会活動参加を支援する機能を持つ「アクティブステーションかみ」を運営していますが、障害者福祉計画策定に関するアンケート調査結果から、「名前も内容も知っている」人が一定程度いることが分かる一方で、「名前も内容も知らない」人の割合が約7割を占めるなど、利用している人と利用したことがない人の認知度に相当程度の差があることが分かります。このことから、「アクティブステーションかみ」の役割を広く伝え、障害のある人が地域社会の担い手となれるよう、その機能を果たす取組を進める必要があります。

3 社会参加できる環境づくり

- (1) 地域活動をはじめとしたさまざまな社会活動に、障害のある人が参加しやすい環境を整え、障害のある人もない人も、共に地域の中で暮らすことができる社会づくりが求められています。
- (2) 障害のある人の社会参加の場として、地域活動支援センターが大きな役割を担っていますが、町内には整備されていない状態が続いています。そのため、地域活動支援センターを町内に開設し、障害のある人とその家族の日常生活を手助けするための多様なサービスを提供する施設として運営し、社会参加機能の充実を図る必要があります。
- (3) 障害のある人の社会参加機会として、特性や力量に応じて主体的に参加することができる障害者スポーツ大会を実施していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響等により開催機会が減少するなど、障害のある人と地域住民が交流する機会も少なくなりつつあります。障害のある人や支援する人の希望に応じた社会参加活動が実施できるよう、ニーズを踏まえた支援を進めることが求められています。

4 障害のある子どもへの療育の推進

- (1) 障害のある子どもの発達レベルや障害の状況は多種多様で、乳幼児期における心身の発育、発達は非常に重要であることから、一人ひとりの発達の状態に応じた保健指導、保育、教育の充実が必要となっています。
- (2) 乳幼児期から学校卒業後にわたって、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら、障害のある子ども及び保護者に対する相談支援を行うことが重要です。そのためにも、乳幼児期からの連続した相談支援体制の充実や、支援を要する子どもへの支援体制の強化等を目的として、早期に「市町版こども家庭センター」を設置する必要があります。

第3章 基本的な考え方

1-1 基本目標

第3期香美町障害者福祉計画では、「みんな元気で共に支え合うまちづくり」の実現を基本目標に掲げ、障害のある人や子どもがその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるまちづくりを進めてきました。

本計画においても、障害者基本法の基本理念にのっとり、住民一人ひとりが地域社会の一員として尊重され、障害の有無に分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、相互に認め合うことができる「共生社会」を実現するため、障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの選択と決定に基づき、「安心して自分らしく自立した生活を送ることのできるまち」を目指すため、引き続き、「みんな元気で共に支え合うまちづくり」を基本目標とします。

基本目標の方向

- 住民一人ひとりが地域社会の一員として尊重され、障害の有無に分け隔てられることなく、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、相互に認め合うことができる「共生社会」の実現
- 障害のある人が必要な支援を受けながら、自らの選択と決定に基づき、「安心して自分らしく自立した生活を送ることのできるまち」の実現

基本目標

みんな元気で共に支え合うまちづくり

この基本目標を達成するために、本計画に掲げる各施策や事業を推進することにより、持続可能なまちづくりを進め、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げる17の持続可能な開発目標（SDGs）のうち、関連する開発目標の達成に貢献します。



1-2 基本施策

本計画の基本目標を達成するため、第3期香美町障害者福祉計画における取組を踏まえ、次の4つの基本施策を柱として施策の展開を図り、様々な取組を推進します。

1 生活の自立と支援を目指す環境づくり

障害のある人が安心して暮らすことができる地域生活の実現に向けて、これまでから障害のある人に寄り添った相談支援体制の構築や様々な支援策を実施してきました。

一方で、障害者福祉計画策定に関するアンケート調査では、「障害のある人が地域で暮らすためにはどのような施設が必要か」の設問に対して、「自宅から通える、訓練や作業のできる施設」、「就職や生活について気軽に相談できる施設」を希望する声が多く、更なる社会資源の整備が求められています。

そのため、障害のある人のニーズを的確に捉え、障害福祉サービスの充実、共生型サービスの導入促進、グループホームをはじめとした暮らしの場の確保等、障害福祉サービスと社会資源の充実を図るほか、相談支援事業所のサテライトオフィスの誘致を検討するなど、更なる相談支援体制の強化を図り、地域で安心して生活することができる環境を整えます。

その他、障害のある人が災害時や非常時においても安心して生活できるよう、地域住民との連携のもと、安全な避難体制の整備や NET119 の利用促進等、緊急時における安全確保に努めます。

さらには、「アクティブステーションかみ」と香美町社会福祉協議会の「生活支援コーディネーター」の連携体制を構築し、地域の困りごとを障害のある人が支えることができる環境づくりや、障害のある人と地域の仲介を役割とするアクティブステーションかみの支援者の養成に取り組むなど、障害のある人が地域の担い手となることのできる地域づくりを推進します。

主要施策	
(1) 障害福祉サービスの充実	(2) 相談支援体制と権利擁護体制の充実
(3) 精神保健福祉対策の推進	(4) 防災対策等の推進
(5) 保健医療の充実	

2 働くことができる環境づくり

就労は、障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らしていくための生活の基本であり、また、地域の一員として社会と関わり、社会を支え、地域で自立した生活を送る上でも極めて重要です。

障害者雇用基本法第1条では、「障害のある人の雇用の促進や雇用分野における待遇の確保等によって、障害のある人の職業の安定を図ること」が目的とされていますが、本町における障害のある人の就業は、厳しいものと言わざるを得ない状況となっています。

一方で、障害者福祉計画策定に関するアンケート調査では、「日中はどのように過ごしたいと考えているか」の設問に対して、「正職員として働きたい」「正職員以外（アルバイト、パート、契約社員等）として働きたい」との声が多く、障害のある人の就労に対する意識が高い状況にあります。

こうした状況を踏まえ、「障害のある人の就労」を障害福祉施策の重要課題として捉え、障害のある人が自立した生活を営むための就労支援に取り組み、町内の事業所と連携を図りながら障害のある人の雇用の拡大に努め、障害のある人もない人も、分け隔てなく雇用される地域づくりを推進します。

主要施策	
(1) 雇用の促進と就労への支援	(2) 訓練の充実・就労定着への支援

3 社会参加できる環境づくり

障害者基本法では、「社会を構成する一員としてあらゆる社会活動に参加することができる共生社会の実現に寄与すること」が目的とされていますが、これは、事故や加齢によって、誰もが障害を有する可能性があることから、障害のない人も含めた全ての人に関わる問題として認識し、障害の有無に関わらず共に安心して暮らせる社会を実現する必要があると捉えることができます。

障害者福祉計画策定に関するアンケート調査では、「『最近1ヶ月で外出していない』と回答した人の外出しない理由」は「目的がない」の割合が最も高かったこと、更には、「どなたと外出することが多いか」の設問に対しては、「父母・祖父母をはじめとした家族」の割合が最も多く、将来家族が高齢となった場合など、家族が介助できない状況に対応するためにも、個人の意欲や目的に応じた社会参加を促すための支援が必要となっています。

こうした状況を踏まえ、障害のある人が自分らしく暮らしていくためにも、レクリエーション活動や文化活動等、様々な活動に参加しやすい環境づくりを進めるなど、社会生活を通じた豊かな暮らしづくりを推進します。

主要施策	
(1) 社会参加への支援	(2) スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の推進
(3) バリアフリーのまちづくり	

4 障害のある子どもへの療育の推進

児童福祉法には、「市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする」とされており、本町も障害児福祉計画を策定し、乳幼児期・学齢期のそれぞれの発達段階に応じた療育や教育を継続的に提供できる体制の整備と、兵庫県立出石特別支援学校みかた校をはじめとした関係機関との協力体制を整備し、障害の早期発見・早期療育に努めています。

障害者福祉計画策定に関するアンケート調査では、「障害のある子どもの療育・教育について希望することは」の設問に対して、「障害児通所事業の充実」、「障害の種類、程度に応じたきめ細かな教育」の割合がそれぞれ多く、社会資源の充実と教育面での支援が求められています。

また、障害のある人が自分の能力を最大限に活かし、それぞれのライフステージで充実した生活を送るためには、本人の状態と適性に応じた教育の機会を保障することが必要不可欠です。

これらのことを踏まえ、障害の早期発見、早期療育の取組を更に推進し、保健、医療、福祉、教育等の関係課、関係機関等との連携を強化した総合的な支援を行うため、基幹相談支援センターを中心とした支援体制の充実に努めるとともに、市町版こども家庭センターの早期設置に向けた取組を進めます。

主要施策

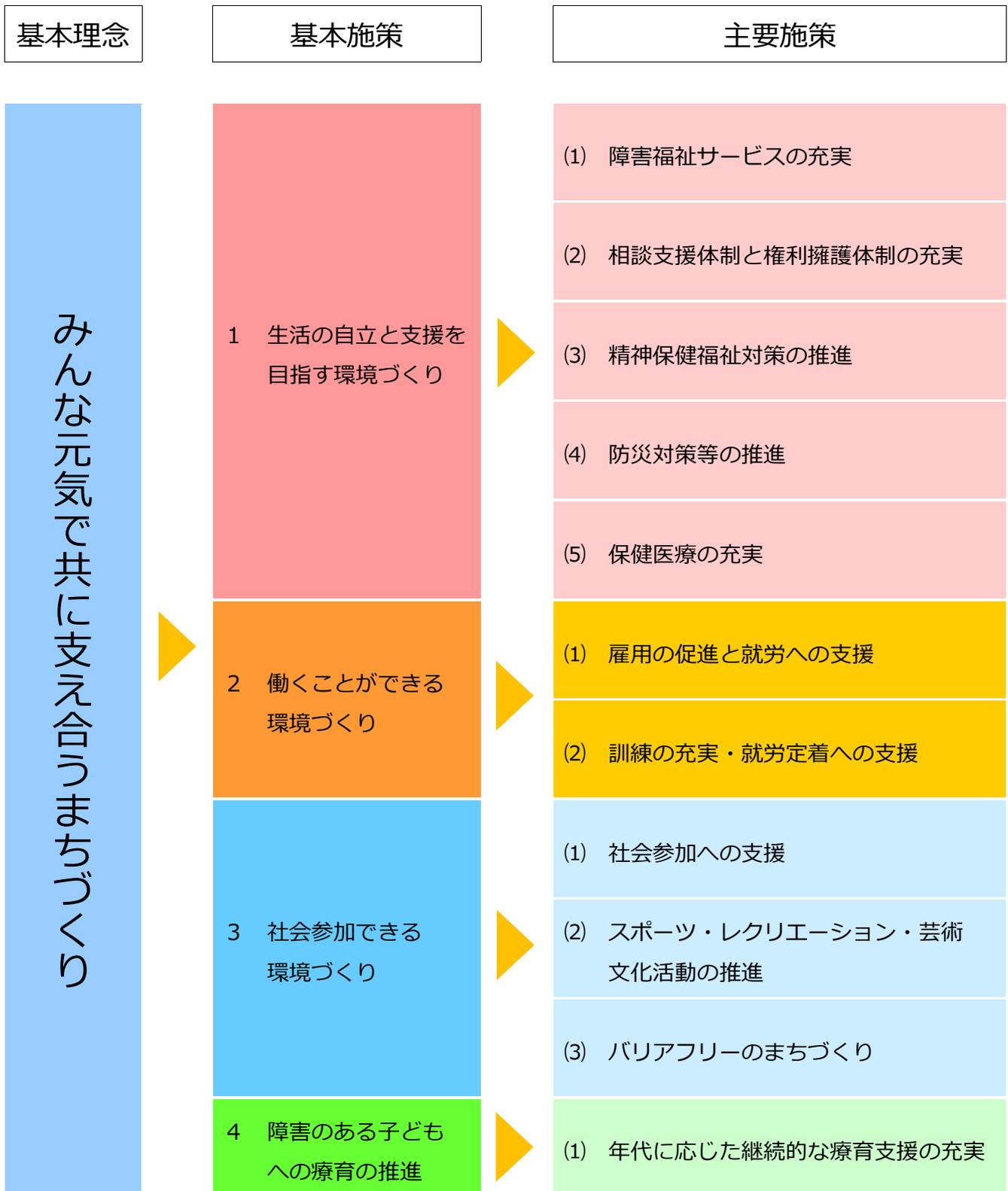
- (1) 年代に応じた継続的な療育支援の充実

<第2部>

第4期香美町障害者福祉計画

第2部 第4期香美町障害者福祉計画

第1章 計画の体系



第2章 施策の展開

基本施策1 生活の自立と支援を目指す環境づくり

- ・障害のある人のニーズを的確にとらえ、障害福祉サービスの充実、共生型サービスの導入促進、グループホームをはじめとした暮らしの場の確保、創作活動等の拠点となる地域活動支援センターの開設等、障害福祉サービスと社会資源の充実を図るとともに、事業所と連携を図りながら、障害福祉サービス等の担い手確保に努めます。
- ・相談支援事業所のサテライトオフィスの誘致を検討するなど、相談支援体制の更なる充実を図ります。
- ・アクティブステーションかみの充実を図り、障害のある人が地域の担い手となることのできる地域づくりを推進します。
- ・障害のある人に対し防災意識の啓発を行うとともに、災害時における支援体制を整備します。
- ・乳幼児各期における相談、健康診査事業を実施し、発達の遅れがあると疑われる場合は、早期発見、早期治療につなげるよう支援します。また、成人期においては、障害の要因になりやすい生活習慣病予防や重症化予防に努めます。

主要施策(1) 障害福祉サービスの充実

主な取組内容① 障害福祉サービス等の充実

		取組内容	担当課等
継続	訪問系サービスの充実	障害のある人の住み慣れた地域での生活を支援するため、居宅介護、同行援護等のサービス提供体制の維持充実に努めます。	福祉課 サービス事業所
継続	日中活動系サービスの充実	障害のある人の活動の場や訓練の場を確保するため、生活介護、就労移行支援、就労継続支援等の充実に努めるとともに、日中一時支援事業の実施を通じて、障害のある人に多様な活動の場を提供します。	福祉課 サービス事業所
継続	サービスの質と量の確保	利用者本位のサービス提供ができるよう、近隣市町と連携して事業所の充実に努めるとともに、障害福祉サービス等の人材確保を図り、サービスの質と量の確保に努めます。	福祉課 サービス事業所
継続	補装具費の支給	障害のある人が日常生活において必要な移動や動作等を確保するために、身体機能を補完・代替する用具の購入または修理に要する費用を支給します。	福祉課

		取組内容	担当課等
継続	日常生活用具の給付	障害のある人が自宅での日常生活をより円滑に過ごせるよう、日常生活用具の給付を行います。	福祉課
継続	地域移行の促進	精神科病院や入所施設から地域生活への移行を促進するため、グループホームの充実に努めるほか、ピアサポーターの活用を通じて社会参加や地域での交流を促進します。	福祉課 サービス事業所
拡充	短期入所の利用促進	家族と同居している障害のある人が、将来の自立に備えた自立生活を体験できる事業（（仮称）自立生活体験事業）の導入を検討するなど、自立に向けた訓練としての短期入所の利用促進に努めます。	福祉課
拡充	地域生活支援拠点の充実	障害の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人の生活を地域全体で支えるため、国が示す5つの機能のうち、「相談機能」の充実（夜間、休日等の相談体制の検討等）について検討を進めます。	福祉課
新規	障害者福祉施設の維持・強化	村岡障害者（児）支援施設や香住心身障害者（児）共同生活ホームをはじめとした障害者福祉施設の改修等を計画的に進め、利用環境の向上に努めるとともに、障害福祉サービス等の提供体制の強化と社会資源の維持、強化を図ります。	福祉課
	重点取組		
新規	地域活動支援センターの開設	令和8年度末をめどに地域活動支援センターを開設し、創作活動、生産活動の場や生活における困りごとを相談できる場を提供するとともに、地域との交流を支援します。	福祉課
	重点取組		
新規	地域での自立した生活に向けた包括的な支援策の検討	グループホーム等を退所した人の地域での自立した生活を包括的に支援するための支援策を検討するなど、障害のある人が自ら選んだ住まいで安心して自分らしい暮らしを実現する体制の整備に努めます。	福祉課

主要施策(1)	障害福祉サービスの充実
主な取組内容②	暮らしの場の確保

		取組内容	担当課等
継続	施設への入所支援	重度の障害のある人の生活の場となる施設の入所については、入所希望者の障害の状況や家庭環境等を的確に把握し、施設入所検討会議で検討を行うとともに、施設入所までの間に必要な障害福祉サービスを利用できるよう支援します。	福祉課 サービス事業所
拡充	グループホームの充実	地域生活へ移行する施設入所者の受け入れ先、自宅での生活が困難となった障害のある人や自立した生活を目指す障害のある人の生活の場として、町が設置しているレジデンスカスミの改築や増床の検討を行い、グループホームの充実を図ります。	福祉課 サービス事業所
	重点取組		

主要施策(1)	障害福祉サービスの充実
主な取組内容③	移動支援体制の充実

		取組内容	担当課等
継続	移動手段の確保	屋外での移動が困難な障害のある人が、自立した地域生活と社会参加を実現できるよう、外出のための移動を支援するほか、障害のある人が運転する自動車の車両改造についても支援します。	福祉課 サービス事業所
継続	公共交通機関利用の促進	町民バス及び全但バスの運賃割引制度、タクシー利用助成制度を継続し、障害のある人の外出を支援します。	企画課 福祉課
新規	通所支援制度の創設	町外の障害福祉サービス事業所等へ通所する際に必要となる交通費等の一部を助成する制度を創設するなど、障害のある人の社会参加等を支援します。	福祉課

主要施策(1)		障害福祉サービスの充実	
主な取組内容④		共生型サービスの推進	
取組内容			担当課等
拡充	アクティブステーションかみの充実	香美町社会福祉協議会と連携し、庭やお墓の草刈り等、地域の困りごとを障害のある人が解決する場を提供するなど、地域を支える障害のある人を支援する環境を整備します。	福祉課 社会福祉協議会
	重点取組		
新規	共生型サービス事業所への移行促進	障害のある人が高齢になってもこれまで利用してきた障害福祉サービス事業所を引き続き利用することができるよう、障害福祉サービス事業所に対して介護保険サービス事業所の指定取得を促すこととあわせ、双方のサービス事業所の職員のスキル向上の機会創出に取り組みます。	福祉課 サービス事業所

主要施策(2)		相談支援体制と権利擁護体制の充実	
主な取組内容①		相談支援体制の充実	
取組内容			担当課等
継続	自立支援協議会の機能強化	障害福祉に関する関係者による連携及び支援体制に関する協議を行うため、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所等との連携を図ります。また、障害福祉サービス事業所や相談支援事業所間での研修会の開催や、個別事例に関する検討会議の開催、関係機関とのネットワークの構築等を通じ、関係機関の連携強化、社会資源の開発及び改善、人材の育成を推進します。	福祉課 サービス事業所 相談支援事業所 関係機関
拡充	相談支援体制の充実	障害のある人や介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関等との連絡調整など、相談支援の中核機関である基幹相談支援センターにおける支援体制の強化を図ります。	福祉課 相談支援事業所

		取組内容	担当課等
新規	相談支援事業所の誘致	障害のある人とその家族が地域で安心して自分らしい生活を送ることができるよう、相談支援体制の充実を目指し、町外に拠点を置く相談支援事業所のサテライトオフィスを誘致するなど、新たな相談支援事業所の開設に努めます。	福祉課
	重点取組		

主要施策(2)	相談支援体制と権利擁護体制の充実
主な取組内容②	権利擁護体制の構築

		取組内容	担当課等
継続	日常生活自立支援事業の利用促進	香美町社会福祉協議会が実施する「日常生活自立支援事業」を通じ、成年後見制度の利用に至らないまでも、同様の支援を必要とする人が自立した生活を送ることができるよう、広く制度の周知を図ります。	福祉課 社会福祉協議会
拡充	中核機関の設置及び運営	権利擁護支援と成年後見制度の利用促進に向け、令和5年度に設立した「香美町高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク委員会」での協議を通じ、中核機関の設置運用について検討を進めます。中核機関は、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの役割を担う機関として位置づけ、支援を必要とする人の早期発見と適切な支援につなげるため、計画的な整備を進めます。	福祉課 関係機関
拡充	成年後見制度の利用促進	判断能力が十分でない障害のある人の権利を守るため、関係機関と連携し、成年後見制度の周知と相談の充実を図ります。	福祉課 関係機関

主要施策(2)		相談支援体制と権利擁護体制の充実	
主な取組内容③		虐待の防止と差別の解消	
		取組内容	担当課等
継続	障害者虐待防止センターの運営	障害のある人の虐待の防止や早期発見、虐待を受けた障害のある人の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援を行います。	福祉課
継続	虐待防止対策の充実	障害のある人の虐待防止に向け、広報誌等による啓発を強化するとともに、福祉、教育、医療、障害福祉サービス事業所等の関係機関と連携し、虐待防止対策の充実に努めます。	福祉課 関係機関

主要施策(2)		相談支援体制と権利擁護体制の充実	
主な取組内容④		情報バリアフリー化の推進	
		取組内容	担当課等
継続	分かりやすい情報提供の推進	障害のある人に必要なサービスなどの情報が正しく伝わり、その情報を活用して地域で安心して暮らせるよう、誰もが入手しやすく分かりやすい情報提供に努めます。	企画課 福祉課 関係機関
継続	広報誌、ホームページ等を通じた適切な情報提供	障害のある人が必要とする、障害年金、各種手当、医療費制度、ヘルプマークやゆずりあい駐車場等の情報提供に努めるほか、障害のある人への住民理解を深めるため、障害のある人を取り巻く問題等について、障害者週間（12月3日～12月9日）を中心に広報誌やホームページを通じ、適切に周知します。	企画課 福祉課
継続	経済的負担軽減制度等の周知	障害のある人が利用することができる公共料金等の減免制度等をはじめとした経済的な負担を軽減する制度について、障害者手帳等交付時や広報誌による周知に引き続き取り組みます。	福祉課
継続	障害福祉のしおりの配布	障害のある人に福祉制度や医療制度、各種サービスの内容を広く周知し活用してもらうため、「障害福祉のしおり」を引き続き作成し、適宜、障害のある人に配布します。	福祉課

主要施策(2)	相談支援体制と権利擁護体制の充実
主な取組内容⑤	自己決定の尊重と意思決定支援

取組内容		担当課等
継続	自己決定の尊重 自ら意思を決定することに困難を抱える障害のある人が、自らの意思が反映された日常生活や社会生活を送ることができるよう、可能な限り本人自ら意思決定ができるよう関係機関と連携し、支援します。	福祉課 相談支援事業所 サービス事業所
拡充	成年後見制度の利用促進（再掲） 判断能力が十分でない障害のある人の権利を守りその意思決定を支援するため、関係機関と連携し、成年後見制度の周知と相談の充実を図ります。	福祉課 関係機関

主要施策(3)	精神保健福祉対策の推進
主な取組内容①	精神保健福祉の推進

取組内容		担当課等
継続	相談支援の充実 精神科医師、精神障害者相談員による相談機会を設け、対人関係やストレスの対応等に悩みのある人やその家族等への支援を行います。	健康課
継続	精神障害のある人の支援体制の充実 保健、福祉、医療関係者の協議の場を設け、精神障害のある人の支援体制を強化します。	健康課 福祉課 関係機関
拡充	精神障害のある人の退院促進 条件が整えば退院可能な精神障害のある人の退院と社会復帰を促進するため、医療機関等との連携を強化するとともに、退院後の住居を確保するため、グループホームの充実に努めるほか、日中の活動の場を確保するため、地域活動支援センターを開設します。	福祉課 関係機関
拡充	アクティブステーションかみの充実（再掲） 香美町社会福祉協議会と連携し、庭やお墓の草刈り等、地域の困りごとを障害のある人が解決する場を提供するなど、地域を支える障害のある人を支援する環境を整備します。	福祉課 社会福祉協議会

		取組内容	担当課等
新規	ピアサポーターの活用の推進	精神障害のある人が、自らの経験を活かして仲間を支援するピアサポーターを養成し、その活動の機会を促進します。	福祉課 相談支援事業所
	重点取組		
新規	精神障害のある人を含む地域包括ケアシステムの構築	<p>障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、地域自立支援協議会を「保健、福祉、医療関係者による協議の場」として位置づけていますが、具体的な協議や取組が進んでいません。</p> <p>このため、地域自立支援協議会運営会議を協議の場として位置づけ、医療機関や障害者相談支援事業所等と連携を図りながら、障害のある人が地域で生活できる環境を検討し整備することで、精神障害のある人にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。</p>	福祉課 相談支援事業所 サービス事業所

主要施策(4)	防災対策等の推進
主な取組内容①	緊急時対応の推進

		取組内容	担当課等
継続	緊急通報システムの周知と利用促進	緊急時にボタン一つで通報センターに通報できる緊急通報システムの周知と利用促進に努めます。	福祉課
継続	FAX119、NET119の周知と利用促進	火災や急病等の緊急時に、聴覚や言語に障害のある人が FAX やスマートフォン等を利用して通報できる「FAX 119」や「NET 119」の周知と利用促進に努めます。	防災安全課 福祉課 美方広域消防本部

主要施策(4)	防災対策等の推進
主な取組内容②	防災対策の推進

取組内容		担当課等
継続	<p>障害者のための防災・支援マニュアル、防災カード、防災スカーフ等の普及啓発</p> <p>障害のある人が「普段から気を付けておくこと」と「緊急時に気を付けること」や災害等の緊急時の支援の方法等をまとめた「障害者のための防災・支援マニュアル」、障害のある人が周囲の人に障害への理解や援助を求めやすくするために連絡先や支援内容等を記載した「防災カード」、災害時に身に着けることで周囲の人に障害があることを知らせる「防災スカーフ」の普及啓発と利用促進に努めます。</p> <p>その他、聴覚に障害のある人への情報伝達手段となる防災行政無線の「文字表示装置」の普及啓発と利用促進に努めます。</p>	<p>防災安全課 福祉課</p>
拡充	<p>災害時の避難体制の整備</p> <p>災害時に福祉避難所で受け入れるべき避難行動要支援者を対象に個別避難計画を作成し、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができる体制整備に努めます。</p>	<p>防災安全課 福祉課</p>
新規	<p>総合防災訓練への当事者の参加促進</p> <p>災害時に近隣の安全な場所への避難や屋内での安全確保、早い段階での自主的避難の開始等、災害発生時に速やかな対応が可能となるよう、町内の障害福祉サービス事業所等に対し、総合防災訓練への参加を促します。</p>	<p>防災安全課 福祉課</p>

主要施策(5)	保健医療の充実
主な取組内容①	医療の充実と福祉の連携の推進

取組内容		担当課等
継続	<p>難病患者等に対する支援</p> <p>難病患者等の在宅療養上の適切な支援のため、障害福祉サービスの内容の周知や必要なサービスの提供に努めます。</p>	<p>福祉課 豊岡健康福祉事務所</p>

		取組内容	担当課等
継続	医療的ケアの必要な障害者(児)に対する支援	障害のある人や家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、状況に応じた専門的ケアなどの多様なニーズに対応するため、保健、医療、福祉、保育、教育等の支援体制の強化に努めます。	健康課 福祉課 教育委員会 関係機関
継続	かかりつけ医、かかりつけ歯科医の周知	障害のある人が地域で安心して暮らすために、日常の健康相談や診療を行うかかりつけ医、かかりつけ歯科医の周知を行い、障害の特性に応じた適切な医療の提供につながるよう努めます。	健康課 福祉課
新規	医療的ケア児等コーディネーターの配置	医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援内容を調整し、総合的かつ包括的な支援につなげます。	福祉課
	重点取組		

主要施策(5)	保健医療の充実
主な取組内容②	障害の要因となり得る疾病等の予防と適切な治療

		取組内容	担当課等
継続	母子保健事業の推進	乳幼児の成長段階に応じた乳幼児健康診査、健康相談、訪問や専門医による発育、発達に関する相談機会を設け、障害の早期発見と早期治療に結び付けるよう適切な支援を行います。	健康課
継続	成人保健事業の推進	町ぐるみ総合健診や女性の検診の受診を促進し、疾病の早期発見と早期治療に結びつけるよう適切な支援を行います。また、障害の発生要因ともなる生活習慣病の予防や重症化予防に努めます。	健康課
継続	高齢者の健康づくりの推進	「香美町高齢者福祉計画」及び「香美町介護保険事業計画」に基づき、高齢者に対する保健福祉サービスの提供を計画的に推進します。	福祉課

		取組内容	担当課等
拡 充	認知症の予防と認知症高齢者への支援の強化	認知症に関する正しい知識と理解を町全体に広げ、認知症の人やその家族を支える環境づくりを進めるため、予防段階からの認知症ケアパスの普及、認知症に関する相談先の周知徹底を図り、認知症初期集中支援チームや医療機関と連携を図りながら、認知症の早期発見、早期診断の取組を進めます。	福祉課
	重点取組		
拡 充	認知症の人と家族の一体的支援事業の推進	認知症の早期段階から当事者や家族を一体的に支援する体制を構築し、趣味活動等をきっかけとした当事者や家族の居場所づくりの充実に努め、より良い在宅生活の継続支援に努めます。	福祉課
	重点取組		

基本施策2

働くことができる環境づくり

- ・障害のある人の社会的自立と安定した生活の確立を目指し、就労支援に関する障害福祉サービスを充実するとともに、関係機関と連携し、事業主等に対して障害のある人の雇用の啓発を図り、雇用の場の拡大を図ります。
- ・職業能力を持つ障害のある人が福祉的就労から一般就労に移行していくことができるよう、就職相談や就労支援を行うとともに、雇用者側の理解を促進し、雇用の場や職域の拡大を図ります。
- ・一般企業等で働くことを希望する障害のある人に、就職相談、就労相談、就労支援、ジョブコーチ支援等のサポートを行い、一般就労への移行を促進します。

主要施策(1)

雇用の促進と就労への支援

主な取組内容①

公共施設等での雇用の促進と農福連携の推進

取組内容		担当課等	
拡充	公共施設等での雇用の促進	福祉的 就労から移行して一般就労を目指す障害のある人や特別支援学校の生徒を対象に、公共施設等における就労体験の場の提供を検討するなど、就労支援の更なる充実を図るとともに、法定雇用率を必ず達成し、引き続き障害のある人の雇用促進に向けた取組の推進に努めます。	総務課 福祉課
新規	町内事業者との農福連携の推進	町内事業者との農福連携に取り組み、障害のある人の就労や生きがいづくりの場を生み出すとともに、担い手不足や高齢化が進む農業分野において、障害のある人が新たな担い手となれる環境づくりに取り組みます。	福祉課

主要施策(1)

雇用の促進と就労への支援

主な取組内容②

就労の場の確保

取組内容		担当課等	
継続	啓発活動の推進	広報誌やホームページを活用し、広く住民や事業所に対して障害者雇用促進の啓発活動を推進します。	福祉課

		取組内容	関係課等
継続	一般就労の推進	ハローワークをはじめとした就労支援機関との連携のもと、一般就労を目指す障害のある人に対し、就職準備、求職活動、職場定着等の段階ごとに継続的な支援を行うとともに、ニーズや就労能力に応じた多様な雇用と就労機会の確保に努めます。	福祉課 公共職業安定所
拡充	就労後の支援の充実と生活支援を含めた関係機関の連携	就労後の職場定着を支援するため、「アクティブステーションかみ」を中心に、障害のある人とその家族、事業所への助言等、就労後の支援をきめ細かく行うとともに、ハローワークをはじめとした就労支援機関のほか、但馬障害者就業・生活支援センター等の相談支援機関と連携し、個々に合わせた就労支援と生活支援の連携強化を図ります。	福祉課
拡充	アクティブステーションかみの充実（再掲）	香美町社会福祉協議会と連携し、庭やお墓の草刈り等、地域の困りごとを障害のある人が解決する場を提供するなど、地域を支える障害のある人を支援する環境を整備します。	福祉課 社会福祉協議会
拡充	アクティブステーションかみの周知と支援者の養成	アクティブステーションかみの機能と取組内容を広報誌やホームページを通じて広く周知するとともに、困りごとを抱える地域住民をアクティブステーションかみへ仲介するなど、障害のある人が地域を支える仕組みづくりを側面から支援する支援者の養成に努めます。	福祉課
新規	福祉的就労の充実（地域活動支援センターの開設（再掲））	一般企業に就職することが困難と思われる障害のある人の就労や自立に向けた指導訓練等を行うため、地域活動支援センターを開設し、就労の機会や生産活動、その他の活動機会の提供に努めます。	福祉課

重点取組

重点取組

基本施策

1

基本施策

2

基本施策

3

基本施策

4

主要施策(2)

訓練の充実・就労定着への支援

主な取組内容①

訓練の充実と就労に向けた支援施策の推進

		取組内容	担当課等
継続	就労支援サービスの充実	<p>一般企業での就労を希望する障害のある人に対して、知識や能力の向上、実習体験等を行う就労移行支援の利用を推進し、障害のある人の適性にあった職場への就労、定着を図り、就労に伴う生活面のサポートを行う就労定着支援の充実を目指します。</p> <p>また、一般企業に就職することが困難と思われる障害のある人に対しては、生産活動等を通じて知識と能力の向上を図ることができるよう、就労継続支援のサービスの提供を推進します。</p>	福祉課
継続	就労施設等優先調達	<p>障害者優先調達推進法に基づき、率先して障害者就労施設等からの役務の調達を行う事により、障害のある人が就労する場を確保し、障害のある人の自立支援を促進します。</p>	福祉課
継続	物品販売実習の推進	<p>障害のある人が障害者福祉施設等で作成した製品を公共施設等で販売する機会を提供することで、障害のある人が働く経験を積むとともに、住民の障害への理解を深めることに努めます。</p>	総務課 福祉課

基本施策3

社会参加できる環境づくり

- ・ 障害のある人が安心して生活を送るため、障害のある人の特性に応じたきめ細かなコミュニケーション支援体制の充実を図ります。
- ・ 障害のある人が自分らしく暮らしていくため、レクリエーション活動や文化活動等に参加しやすい環境づくりを推進するほか、障害の種別を超えた連携や様々な人との交流を深める機会を提供し、社会参加を通じた生活の質の向上を目指した環境の整備に努めます。
- ・ 障害の有無に関わらず、地域の中で自分らしく暮らせるまちづくりを目指して、障害や障害のある人に対する理解を深めるための啓発活動や施策の展開を図ります。

主要施策(1)

社会参加への支援

主な取組内容①

外出や移動等の支援の充実

取組内容		担当課等
継続	移動手段の確保 (再掲)	福祉課
継続	公共交通機関利用 の促進 (再掲)	企画課 福祉課
新規	通所支援制度の創 設 (再掲)	福祉課

主要施策(1)	社会参加への支援
主な取組内容②	コミュニケーション支援の充実

取組内容		担当課等
継続	手話通訳者及び要約筆記者の派遣 聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のために意思疎通を図ることに支障がある人の日常生活上のコミュニケーションを支援するため、聴覚障害のある人などが参加する講演会等に手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。	福祉課
継続	手話奉仕員の養成と確保 聴覚障害のある人の社会参加と交流活動の促進、広報活動等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成、確保を図ります。	福祉課
新規	地域活動支援センターの開設(再掲) 重点取組 令和8年度末をめどに地域活動支援センターを開設し、創作活動、生産活動の場や生活における困りごとの相談できる場を提供するとともに、利用者同士の交流を通じたコミュニケーションに関する支援を行います。	福祉課

主要施策(2)	スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の推進
主な取組内容①	各種団体の活動や行事に対する支援

取組内容		担当課等
継続	スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進 各種団体が主催するレクリエーション活動等に障害のある人が積極的に参加できるよう、行事の開催を支援します。	福祉課

主要施策(2)	スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動の推進
主な取組内容②	障害のある人の社会参加機会の向上

取組内容		担当課等
継続	アクティブステーションかみによるボランティア活動の推進 アクティブステーションかみによるボランティア活動等を通じて、障害のある人の社会参加活動機会の向上に努めるとともに、障害のある人を支える担い手の確保に努めます。	福祉課

主要施策(3)	バリアフリーのまちづくり
主な取組内容①	ユニバーサルデザインの推進

取組内容		担当課等	
継続	公共施設の整備	公共施設の新設や改築を行う際は、障害のある人や高齢者に配慮した施設整備に努めます。	各課
継続	安全な歩道の整備	町道の新設や改良工事を行う際は、障害のある人の移動の安全を確保するため、歩道のフラット化、段差の解消、幅員の確保、視覚障害のある人のための誘導用ブロック等の整備を行い、快適な日常生活や積極的な社会参加ができる環境を整備します。	建設課
継続	障害のある人への配慮	障害のある人も安心して公共施設が利用できるよう、身体障害者用トイレの整備や通路等の段差解消等に努めます。	各課
継続	高齢者等住宅改造助成事業の利用促進	身体障害のある人や高齢者の生活環境を改善するため、住宅改造に係る費用を助成する制度を広く周知し、利用を促進します。	福祉課

主要施策(3)	バリアフリーのまちづくり
主な取組内容②	障害への理解の促進

取組内容		担当課等	
継続	広報誌、ホームページ等を通じた適切な情報提供（再掲）	障害のある人が必要とする、障害年金、各種手当、医療費制度、ヘルプマークやゆずりあい駐車場等の情報提供に努めるほか、障害のある人への住民理解を深めるため、障害のある人を取り巻く問題等について、障害者週間（12月3日～12月9日）を中心に広報誌やホームページを通じ、適切に周知します。	福祉課
継続	町主催行事への参加と交流	町が主催する各種行事に障害のある人が積極的に参加できるよう、企画段階から合理的配慮やボランティア等の協力体制の充実に努めます。	各課

基本施策4

障害のある子どもへの療育の推進

- ・ 障害のある子どもの就学や進学など、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援が求められていることから、各ライフステージにおける関係機関の共通理解のもと、連携した支援を行います。
- ・ 乳幼児期から学校卒業後にわたり、継続した支援が必要であると見込まれる子どもや保護者を対象に、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携を図りながら、継続した相談支援を行います。
- ・ 医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けることができるよう、保健、医療、福祉、教育等の関係機関の連携を図ります。
- ・ 障害のある子どもに放課後や長期休業中の活動の場を提供することで、生活能力の向上や地域社会との交流を促進します。

主要施策(1)

年代に応じた継続的な療育支援の充実

主な取組内容①

ライフステージに応じた支援の充実

取組内容		担当課等
継続	相談支援の充実	健康課 福祉課 教育委員会
継続	療育体制の充実	健康課 福祉課 教育委員会
継続	サポートファイルの啓発と利用促進	健康課 福祉課 教育委員会

主要施策(1)	年代に応じた継続的な療育支援の充実
主な取組内容②	障害のある子どもに対する支援体制の充実

		取組内容	担当課等
継続	相談支援の充実 (再掲)	継続した支援が必要であると見込まれる子どもを対象に、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携をとりながら、子どもの発達状況に応じた相談を行います。	健康課 福祉課 教育委員会
継続	研修等による教職員の育成	障害のある子どもに対して、その実態に応じた支援を行う体制を整備するため、「特別支援教育コーディネーターネットワーク会議」における研修会の充実に努め、支援能力の向上を目指します。	福祉課 教育委員会
継続	特別支援教育の推進	発達障害を含めた障害のある幼児や児童、生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、合理的配慮の提供や適切な指導、必要な支援を受けられる体制を構築し、縦（連続性のある多様な学びの場における教育）と横（連携による相談・支援体制）の連携により特別支援教育を充実することで、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を目指します。	教育委員会
継続	つながりのある多様な学びの充実	一人ひとりの多様な教育的ニーズに応じた教育の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインに配慮した授業づくりや多様性を尊重した学級づくり等に取り組むほか、教職員の発達障害等に関する知識や技能の習得、指導力の向上を図ります。	教育委員会

主要施策(1)	年代に応じた継続的な療育支援の充実
主な取組内容③	専門的な発達障害の支援基盤の充実

		取組内容	担当課等
継続	北但広域療育センター等における支援体制の充実	北但広域療育センター及びエスポワールこじかにおいて、専門職による幼児期からの一貫した療育指導や訓練を提供し、保護者や家族への支援を充実します。	福祉課 関係機関
新規	障害のある子どもの地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進	北但広域療育センター（児童発達支援センター）が、障害のある子どもの支援機関の中核として、障害の重度化や多様化に対する専門的機能を活かし、相談支援をはじめ児童発達支援や放課後等デイサービス等のサービス提供事業者等との連携のもと、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進する体制の構築に向けた取組を進めます。	福祉課 関係機関
新規	放課後等デイサービス事業所の開設	就学中の障害のある子どもに、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力の向上のための訓練等の支援を行う放課後等デイサービス事業所の開設に向けた支援を行います。	福祉課 サービス事業所
新規	医療的ケア児支援体制の確保	医療的ケア児を支援するための協議の場の設置について検討を進め、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、個々の子どもを支援する体制を整備します。	福祉課 関係機関
新規	医療的ケア児等コーディネーターの配置（再掲）	医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援内容を調整し、総合的かつ包括的な支援につなげます。	福祉課
		重点取組	

<第3部>

第7期 香美町障害福祉計画

第3期 香美町障害児福祉計画

第3部 第7期香美町障害福祉計画 第3期香美町障害児福祉計画

第1章 基本的な考え方

1-1 計画策定の趣旨

近年、障害のある人の高齢化やそれに伴う親亡き後の支援のあり方をはじめ、介護職員の不足や重度障害者への支援等、障害のある人を取り巻く現状やその支援ニーズは多様化しています。

国においては、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができる共生社会の実現を目指し、「障害者基本法」や「障害者総合支援法」等の法律を整備し、様々な取組を推進しています。

そのような中、平成30（2018）年4月に「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」それぞれの改正法の施行により、障害のある人や障害のある子どもの地域での暮らしを支援するため、自立生活援助や就労定着支援等のサービスが新設されるとともに、共生型サービスの創設等が進められました。また、医療的ケア児への支援や障害のある子どもへのサービス提供体制の構築を計画的に推進するため、各自治体における「市町村障害児福祉計画」の策定も定められました。

令和3（2021）年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が改正され、障害のある人への合理的配慮が義務化されたことをはじめ、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行等、障害のある人への支援に関する法改正等が進められています。

こうした状況の中、令和3（2021）年3月に「第6期香美町障害福祉計画」及び「第2期香美町障害児福祉計画」を策定し、障害福祉におけるサービスごとの必要な利用の見込量を定め、施策の推進を図ってきました。

今回、「第6期香美町障害福祉計画」及び「第2期香美町障害児福祉計画」が令和6年3月をもって計画期間が満了することから、「第7期香美町障害福祉計画」及び「第3期香美町障害児福祉計画」を策定し、同時に策定する「第4期香美町障害者福祉計画」と整合を図りながら、全ての人の人権が尊重され、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らすことができるまちを目指します。

1-2 障害福祉計画・障害児福祉計画とは

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条の規定に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービス等の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量等を定める計画です。

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項、数値目標及び確保すべきサービス量等を定める計画です。

「第 7 期香美町障害福祉計画」及び「第 3 期香美町障害児福祉計画」は、第 6 期香美町障害福祉計画及び第 2 期香美町障害児福祉計画（計画期間：令和 3 年度～令和 5 年度）に係るサービス見込量についての達成状況を踏まえ、令和 6 年度から令和 8 年度までの計画として、「第 7 期香美町障害福祉計画」と一体的に策定します。

1 - 3 計画の期間

「第 7 期香美町障害福祉計画」及び「第 3 期香美町障害児福祉計画」は、令和 6（2024）年度から令和 8（2026）年度の 3 年間を計画期間とします。

■ 「障害者福祉計画」「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の計画期間

	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
障害者福祉計画	第 4 期障害者福祉計画					
障害福祉計画	第 7 期障害福祉計画			第 8 期障害福祉計画		
障害児福祉計画	第 3 期障害児福祉計画			第 4 期障害児福祉計画		

1 - 4 計画の内容

1 計画の内容

(1) 記載すべき事項

「第 7 期香美町障害福祉計画」及び「第 3 期香美町障害児福祉計画」では、計画に記載すべき事項として、「計画の実施により達成すべき基本的な目標となる成果目標」と、「目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標となる活動指標」が定められており、数値目標及び必要なサービス量並びに確保のための方策を定める必要があります。

(2) 成果目標について

「第 7 期香美町障害福祉計画」及び「第 3 期香美町障害児福祉計画」では、第 6 期香美町障害福祉計画等の実績及び地域の実情を踏まえて、令和 8 年度を目標年度として、国の

基本指針に基づき、次のとおり成果目標を設定します。

■ 国の基本指針に基づく成果目標

成果目標 1	福祉施設入所者の地域生活への移行
成果目標 2	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
成果目標 3	地域生活支援の充実
成果目標 4	福祉施設から一般就労への移行等
成果目標 5	障害児支援の提供体制の整備等
成果目標 6	相談支援体制の充実・強化等
成果目標 7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

(3) 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の見込量と確保のための方策

令和 6 (2024) 年度から令和 8 (2026) 年度までの各年度における障害福祉サービス及び相談支援等のサービスの種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めま

す。

また、障害児通所支援及び相談支援についても同様に、見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

(4) 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

令和 6 年度から令和 8 年度までの各年度における地域生活支援事業の種類ごとの見込量とその見込量を確保するための方策を定めます。

第2章 成果目標の設定

1 国の基本指針に基づく成果目標

国が令和5年5月に示した基本指針に基づき、第7期香美町障害福祉計画及び第3期香美町障害児福祉計画における成果目標を次のとおり設定します。

成果目標1 福祉施設入所者の地域生活への移行

障害のある人の地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している人のうち、今後、グループホームや住宅等に移行する人数を見込み、地域生活への移行者及び施設入所者の数値目標を設定します。

■国の基本方針

令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

令和8年度末時点で、令和4年度末の施設入所者数を5%以上削減することを基本とする。

■第6期計画における成果目標と実績

指標名称	第6期計画実績			目標値
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
地域生活への移行者数	0人	0人	2人	2人
施設入所者数	38人	38人	43人	32人

■第7期計画における成果目標

指標名称	見込量等			目標値
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
地域生活への移行者数(3年間の累計)	0人	1人	2人	3人
施設入所者数(年度末時点)	43人	42人	41人	41人

■成果目標の設定に対する考え方

指標名称	目標値の設定に対する考え方
地域生活への移行者数	令和4年度末の施設入所者数(38人)の6%にあたる3人の地域生活への移行を目指します。
施設入所者数	令和4年度末の施設入所者数(38人)の5%にあたる2人の施設退所を目指します。

成果目標 2

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、保健、医療、福祉関係者による協議の場において、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた協議を実施します。

■国の基本方針

精神障害者の精神病床から退院後 1 年以内の地域での平均生活日数については、平成 30 年度に上位 10%の都道府県が達成している値、325.3 日以上とすることを基本とする。

令和 8 年度の全国の精神病床における 1 年以上長期入院患者数（65 歳以上、65 歳未満）の目標値については、令和 2 年度と比べて 3.3 万人の減少を目指すこととする。

精神病床における退院率については、平成 30 年度に上位 10%の都道府県が達成している値、3 ヶ月時点 68.9%以上、6 ヶ月時点 84.5%以上、1 年時点 91.0%以上とすることを基本とする。

■第 6 期計画における成果目標と実績

指標名称	第 6 期計画実績			目標値
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催数	10 回	3 回	2 回	2 回

■第 7 期計画における成果目標

指標名称	見込量等			目標値
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 8 年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の設置（開催回数）	設置 (2 回)	設置 (2 回)	設置 (2 回)	設置 (2 回)

■成果目標の設定に対する考え方

指標名称	目標値の設定に対する考え方
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の設置	令和 3 年度は障害者地域自立支援協議会精神グループを、令和 4 年度以降は障害者地域自立支援協議会本会議をそれぞれ地域包括ケアシステムの協議の場として位置づけました。令和 6 年度以降は、障害者地域自立支援協議会運営会議を協議の場として位置づけ、医療機関や障害者相談支援事業所等と連携を図りながら、障害のある人が地域で安心して生活することができる環境の検討を進めます。

成果目標 3

地域生活支援の充実

障害の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、障害のある人が地域で安心して暮らすことができるよう、地域生活支援拠点（面的体制整備）の機能の充実を図ります。

■国の基本方針

令和 8 年度末までの間、各市町において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同設置も可能）するとともに、その機能充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年 1 回以上、支援の実績を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。

令和 8 年度末までに、強度行動障害を有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。【新規】

■第 6 期計画における成果目標と実績

指標名称	第 6 期計画実績			目標値
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
地域生活支援拠点等の整備	検討	検討	面的体制整備	面的体制整備
地域生活支援拠点等の機能充実に向けての運用状況の検証、検討の実施	1 回	1 回	1 回	1 回

■第 7 期計画における成果目標

指標名称	見込量等			目標値
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
地域生活支援拠点等の整備	面的体制整備	面的体制整備	面的体制整備	面的体制整備
地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数	0 人	0 人	1 人	1 人
地域生活支援拠点の機能充実（緊急時の相談体制の構築等）	検討	検討	構築	構築
機能充実に向けた運用状況の検証・検討回数	1 回/年	1 回/年	1 回/年	1 回/年
強度行動障害のある人の支援ニーズの把握と支援体制の構築【新規】	ニーズ把握の方法検討	ニーズの把握	支援体制の検討・構築	支援体制の構築

■成果目標の設定に対する考え方

指標名称	目標値の設定に対する考え方
地域生活支援拠点等の整備 ※1	国が示す5つの機能のうち、「相談機能」の充実（夜間、休日等の相談体制の検討等）について取り組みます。
地域生活支援拠点コーディネーターの配置人数	令和8年度末までに1名の配置を目指します。
地域生活支援拠点の機能充実（緊急時の相談体制の構築等）	機能充実のため、効果的な支援体制及び緊急時の相談体制の構築に取り組みます。
機能充実に向けた運用状況の検証・検討回数	障害者地域自立支援協議会を活用しながら、年1回をめぐりに地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討を行います。
強度行動障害のある人の支援ニーズの把握と支援体制の構築 ※2	強度行動障害のある人の支援ニーズの把握方法等を検討しながら、令和8年度末までに支援体制の整備について検討を進めます。

※1 地域生活支援拠点等とは、障害の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことで、居住支援のための主な機能は、「① 相談」、「② 緊急時の受け入れ・対応」、「③ 体験の機会・場」、「④ 専門的人材の確保・養成」、「⑤ 地域の体制づくり」の5つを柱としている。

※2 強度行動障害とは、食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩く、物を壊す、大泣きが何時間も続くなど、周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態であること。

成果目標 4

福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業、就労継続支援事業を通じて一般就労へ移行する人数の数値目標を設定します。また、一般就労への定着を図るため、就労継続支援事業の利用者に係る目標値を設定します。

■国の基本方針

令和 8 年度中に就労移行支援等を通じた一般就労への移行者数を、令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とすることを基本とする。

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所を 5 割以上とする。【新規】

就労定着支援事業の利用者数は、令和 8 年度末の利用者数を令和 3 年度末実績の 1.41 倍以上とすることを基本とする。

就労定着率については、令和 8 年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が 7 割以上となる就労定着支援事業所の割合を 2 割 5 分以上とすることを基本とする。【新規】

■第 6 期計画における成果目標と実績

指標名称	第 6 期計画実績			目標値
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
一般就労への移行者数	1 人	2 人	1 人	2 人

■第7期計画における成果目標

指標名称	見込量等			目標値
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和8年度
一般就労への移行者数	1人	2人	2人	5人
うち就労移行支援利用者	0人	0人	1人	1人
うち就労継続支援A型利用者	0人	1人	1人	2人
うち就労継続支援B型利用者	1人	1人	1人	2人
就労定着支援事業の利用者数	-	0人	1人	1人
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所【新規】	0	0	50%以上	50%以上
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合【新規】	-	-	-	未設定

■成果目標の設定に対する考え方

指標名称	目標値の設定に対する考え方
一般就労への移行者数	国の基本方針に即しつつ実情を踏まえ、令和3年度末実績（1人）の1.28倍以上の5人とします。
就労定着支援事業の利用者数	国の基本方針に即しつつ実情を踏まえ、福祉的就労から一般就労へ移行した人等への利用促進を図ることとし、目標値は1人とします。（令和3年度実績：0人） ＜国指針：令和3年度末実績の1.41倍以上＞
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	町内で就労移行支援サービスが提供されていないことから、町内でのサービス提供体制の確保に努めながら、国の基本方針に即し、50%以上とします。
就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合 ※3	計画期間（3年）内に国が定める成果目標の基準である一定期間における就労定着率を満たすサービス提供事業所が町内になく、目標値が設定できないため、「未設定」としますが、就労定着支援の利用を推進し、利用者の職場定着に努めます。

※3 就労定着率とは、過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合のことで、7割以上であれば就労定着実績体制加算の取得が可能となる。

成果目標 5

障害児支援の提供体制の整備等

保健、医療、福祉、保育、教育等と連携し、障害のある子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を提供する体制を構築します。

■国の基本方針

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和 8 年度末までに、児童発達支援センターを各市町又は各圏域に少なくとも 1 カ所以上設置することを基本とする。

障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和 8 年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする。【新規】

令和 8 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも 1 カ所以上確保することを基本とする。

■第 6 期計画における成果目標と実績

指標名称	第 6 期計画実績			目標値
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
児童発達支援センターの設置	設置	設置	設置	設置
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築	構築	構築
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	確保	確保	確保	確保
医療的ケア児支援の協議の場の設置	検討	検討	設置	設置
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	-	-	設置	設置

■第7期計画における成果目標

指標名称	見込量等			目標値
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和8年度
児童発達支援センターの設置数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所以上
保育所等訪問支援の実施	実施	実施	実施	実施
障害児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン)を推進する 体制の構築【新規】	検討	検討	構築	構築
主に重症心身障害児を支援する児童 発達支援事業所の設置数	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所以上
主に重症心身障害児を支援する放 課後等デイサービス事業所の設置 数	検討	検討	1カ所	1カ所以上
医療的ケア児支援のための関係機 関の協議の場の設置	設置	設置	設置	設置
医療的ケア児等に関するコーデ イナーの配置(人数)	検討	検討	1人	1人以上

■成果目標の設定に対する考え方

指標名称	目標値の設定に対する考え方
児童発達支援センターの設置数	引き続き北但広域療育センターの運営を支援します。
保育所等訪問支援の実施	保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所と連携を図りながら、保育所等訪問支援のサービス提供に努めます。
障害児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン)を推進する 体制の構築	北但広域療育センターと連携を図りながら、障害児の地域社会への参加・包容推進体制の構築に努めます。
主に重症心身障害児を支援する児童 発達支援事業所及び放課後等デ イサービス事業所の設置数	重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の運営を支援し、安定したサービス提供を維持するとともに、重症心身障害児の支援が可能な放課後等デイサービス事業所の確保について検討を進めます。
医療的ケア児支援のための関係機 関の協議の場の設置	障害児支援連絡会議による医療的ケア児の支援に関する協議を行います。
医療的ケア児等に関するコーデ イナーの配置	但馬圏域での配置を含め、1人以上の配置に努めます。

成果目標 6

相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を維持・強化するため、相談支援事業所への委託により総合的・専門的な相談支援体制を確保するとともに、基幹相談支援センターと相談支援事業所の連携により、相談支援体制の充実を図ります。

■国の基本方針

令和 8 年度末までに各市町において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための必要な協議会の体制を確保する。【新規】

■第 6 期計画における成果目標と実績

指標名称	第 6 期計画実績			目標値
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談体制の実施と相談支援体制の強化を実施する体制の確保	確保	確保	確保	確保

■第 7 期計画における成果目標

指標名称	見込量等			目標値
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置	設置
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保	確保	拡充	拡充
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善の実施【新規】	検討	検討	実施	実施
上記取組を行うための必要な協議会の体制の確保【新規】	検討	検討	確保	確保

■成果目標の設定に対する考え方

指標名称	目標値の設定に対する考え方
基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターと相談支援事業所が連携して、相談支援体制の充実と強化に努めます。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	引き続き、基幹相談支援センターが中心となり、相談支援体制の強化を図る取組を進めます。
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善の実施	令和8年度末までに、障害者地域自立支援協議会において必要な体制の確保を図り、個別の事例検討を通じたサービス基盤の開発、改善に向けた取組を行います。
上記取組を行うための必要な協議会の体制の確保	令和8年度末までに、障害者地域自立支援協議会において必要な体制の確保を図ります。

成果目標 7

障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスが多様化する中で、サービス提供事業者が利用者に対して必要とするサービスを適切に提供することができるよう、障害福祉サービス等の質を向上させる取組を進めます。

■国の基本方針

令和 8 年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制を構築する。

■第 6 期計画における成果目標と実績

指標名称	第 6 期計画実績			目標値
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築	構築	維持	維持	構築

■第 7 期計画における成果目標

指標名称	見込量等			目標値
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を維持	維持	維持	維持	維持

■成果目標の設定に対する考え方

指標名称	目標値の設定に対する考え方
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を維持	県と合同で実施する指導監査、県及び各種団体が実施する障害福祉サービス等に係る研修会等へ積極的に担当職員が参加し、障害福祉サービスの質の向上を図る取組を推進します。

第3章 障害福祉サービス及び相談支援の見込量と確保のための方策

「第7期香美町障害福祉計画」及び「第3期香美町障害児福祉計画」における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等について、サービス等の種類ごとに、見込量の設定に対する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

1 訪問系サービス

見込量の設定に対する考え方

利用実績及び利用者数をもとに、介護者の高齢化などを勘案し、見込量を設定します。

見込量を確保するための方策

町内や近隣の障害福祉サービス提供事業所との連携を強化するとともに、新規事業者の参入促進を図り、サービスの提供体制の確保に努めます。

■サービス等の内容

サービス名	内容
居宅介護	居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由、重度の知的障害、精神障害であって常時介護が必要な方に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助や、外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する方等に対して、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供（代筆・代読を含む。）するとともに、移動の援護や外出する際の必要な援助を行います。
行動援護	知的障害又は精神障害により、一人での行動が難しい方や常時介護を必要とする方に対して、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の必要な援助を行います。
重度障害者等包括支援	特に介護の必要性が高い方に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。

2 日中活動系サービス

見込量の設定に対する考え方

利用実績及び利用者数をもとに、今後の利用ニーズなどを勘案し、見込量を設定します。

見込量を確保するための方策

町内や近隣の障害福祉サービス提供事業所との連携を強化するとともに、新規事業者の参入促進を図り、サービスの提供体制の確保に努めます。

■サービス等の内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要な方に、昼間、障害者支援施設又は障害福祉サービス事業所において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	身体障害のある人等に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的障害又は精神障害のある人に、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所又は居宅において、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
就労選択支援【新規】	障害のある人本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性にあった仕事探しや支援機関選びができるよう必要な支援を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害のある人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。
就労継続支援 A 型	一般就労が困難な方で、雇用契約に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 B 型	雇用契約に基づく就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他必要な支援を行います。

■サービス等の内容

サービス名	内容
就労定着支援	就労移行支援等のサービスを利用して一般企業に就職した方に対し、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 ※障害者支援施設等において実施する「福祉型」と、医療機関等において実施する「医療型」に分類されます。

3 居住支援、施設系サービス

見込量の設定に対する考え方

利用実績及び利用者数をもとに、障害の重度化、高齢化や「親亡き後」のグループホームの利用ニーズ等を勘案し、見込量を設定します。

見込量を確保するための方策

町内や近隣の障害福祉サービス提供事業所との連携を強化するとともに、新規事業者の参入促進を図り、サービスの提供体制の確保に努めます。

町が設置しているグループホーム「レジデンスカスミ」の改築、増床によるグループホームの充実に努めます。

■サービス等の内容

サービス名	内容
自立生活援助	施設入所支援や共同生活援助の利用者や精神科病院等に入院していた方等を対象として、定期的な巡回訪問等により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。
共同生活援助	共同生活を営む住居において、夜間や休日に、相談、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日に、入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

4 相談支援

見込量の設定に対する考え方

利用実績及び利用者数をもとに、障害福祉サービスの今後の利用ニーズを勘案し、見込量を設定します。

見込量を確保するための方策

相談支援事業所の拡充に向け、町外に拠点を置く相談支援事業所のサテライトオフィスの誘致に取り組みます。

障害者地域自立支援協議会を中心とした関係機関との連携の強化や但馬圏域相談支援連絡会での研修会等を通じ、相談支援の質の向上に向けた取組を進めます。

■サービス等の内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービス等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画の作成を行うほか、サービス等利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方又は精神科病院に入院している方に対して、住居の確保や地域での生活に移行するための支援を行います。
地域定着支援	障害者支援施設等から退所し居宅において単身で生活する方などに対して、常時の連絡体制を確保し、緊急時等の相談に応じます。

5 第6期香美町障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量と実績

(1) 訪問系サービスの見込量と実績

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
居宅介護	総利用時間 (時間/月)	185	163	185	169	185	173
	実利用者数 (人/月)	22	30	22	19	22	19
重度訪問介護	総利用時間 (時間/月)	1	0	1	0	1	0
	実利用者数 (人/月)	1	0	1	0	1	0
同行援護	総利用時間 (時間/月)	50	92	50	97	50	113
	実利用者数 (人/月)	12	10	12	10	12	11
行動援護	総利用時間 (時間/月)	1	1	1	1	1	0
	実利用者数 (人/月)	1	1	1	1	1	0
重度障害者等 包括支援	総利用時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービスの見込量と実績

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
生活介護	延利用者数 (人/月)	1,407	1,451	1,456	1,433	1,507	1,366
	実利用者数 (人/月)	73	71	77	71	82	67
自立訓練 (機能訓練)	延利用者数 (人/月)	20	7	20	30	20	9
	実利用者数 (人/月)	1	1	1	2	1	1
自立訓練 (生活訓練)	延利用者数 (人/月)	20	13	20	33	20	31
	実利用者数 (人/月)	1	1	1	2	1	1
就労移行支援	延利用者数 (人/月)	19	1	38	2	57	52
	実利用者数 (人/月)	1	1	2	1	3	3
就労継続支援 (A型)	延利用者数 (人/月)	85	73	85	18	85	1
	実利用者数 (人/月)	5	4	5	1	5	1
就労継続支援 (B型)	延利用者数 (人/月)	900	823	900	853	900	877
	実利用者数 (人/月)	5	49	5	51	5	48
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	1	0	2	0	3	0
療養介護	実利用者数 (人/月)	4	4	4	4	4	4
短期入所 (福祉型)	延利用者数 (人/月)	20	72	25	25	30	27
	実利用者数 (人/月)	5	8	6	5	7	6
短期入所 (医療型)	延利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

(3) 居住系サービスの見込量と実績

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
自立生活援助	総利用者数 (人/月)	1	0	1	0	1	0
共同生活援助	総利用者数 (人/月)	35	37	35	39	35	42
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	35	38	35	38	34	43

(4) 相談支援の見込量と実績

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	55	51	61	49	68	48
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	2	1	2	1	2	1
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	3	4	3	4	4	5

6 第7期香美町障害福祉計画における障害福祉サービスの見込量

(1) 訪問系サービスの見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	総利用時間 (時間/月)	190	200	210
	実利用者数 (人/月)	22	23	24
重度訪問介護	総利用時間 (時間/月)	270	270	270
	実利用者数 (人/月)	1	1	1
同行援護	総利用時間 (時間/月)	120	130	140
	実利用者数 (人/月)	12	13	14
行動援護	総利用時間 (時間/月)	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0
重度障害者等包 括支援	総利用時間 (時間/月)	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0

成果目標

障害福祉サービス等の見込量等

障害児通所支援等の見込量等

地域生活支援事業の見込量等

(2) 日中活動系サービスの見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	延利用者数 (人日/月)	1,400	1,400	1,400
	実利用者数 (人/月)	70	70	70
	うち重度障害者	3	3	3
自立訓練 (機能訓練)	延利用者数 (人日/月)	20	20	20
	実利用者数 (人/月)	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	延利用者数 (人日/月)	20	20	20
	実利用者数 (人/月)	1	1	1
	うち精神障害者	1	0	0
就労選択支援 【新規】	実利用者数 (人/月)	-	2	2
就労移行支援	延利用者数 (人日/月)	40	20	20
	実利用者数 (人/月)	2	1	1
就労継続支援 (A型)	延利用者数 (人日/月)	20	20	20
	実利用者数 (人/月)	1	1	1
就労継続支援 (B型)	延利用者数 (人日/月)	900	930	945
	実利用者数 (人/月)	53	55	56
就労定着支援	実利用者数 (人/月)	0	0	2
療養介護	実利用者数 (人/月)	5	5	5
短期入所 (福祉型)	延利用者数 (人日/月)	25	30	35
	実利用者数 (人/月)	5	6	7
短期入所 (医療型)	延利用者数 (人日/月)	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0

(3) 居住系サービスの見込量と実績

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	総利用者数 (人/月)	0	0	0
	うち精神障害者	0	0	0
共同生活援助	総利用者数 (人/月)	41	42	43
	うち精神障害者	11	11	11
	うち重度障害者	7	7	7
施設入所支援	実利用者数 (人/月)	43	42	41

(4) 相談支援の見込量と実績

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数 (人/月)	50	52	54
地域移行支援	実利用者数 (人/月)	1	1	1
	うち精神障害者	1	1	1
地域定着支援	実利用者数 (人/月)	6	7	8
	うち精神障害者	5	6	7

第4章 障害児通所支援及び相談支援の見込量と確保のための方策

「第7期香美町障害福祉計画」及び「第3期香美町障害児福祉計画」における「成果目標」の達成に向け、児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスについて、サービス等の種類ごとに見込量の設定に対する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

1 障害児通所支援

見込量の設定に対する考え方

利用実績及び利用者数をもとに、事業所の開設予定や今後の利用ニーズ等を勘案し、見込量を設定します。

見込量を確保するための方策

町内や近隣の障害福祉サービス提供事業所との連携を強化するとともに、新規事業者の参入促進を図り、サービスの提供体制の確保に努めます。

■サービス等の内容

サービス名	内容
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由で、理学療法等の機能訓練又は医学的管理下での支援が必要であると認められた障害児を対象に、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校に就学している障害児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
保育所等訪問支援	児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設等を定期的に訪問し、障害児本人や保育所等のスタッフに対し、障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害等の状態にあつて、外出することが著しく困難な障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技術の付与、その他必要な支援を行います。

2 相談支援

見込量の設定に対する考え方

利用実績及び利用者数をもとに、今後の利用ニーズを勘案し、見込量を設定します。

見込量を確保するための方策

相談支援事業所の拡充に向け、町外に拠点を置く相談支援事業所のサテライトオフィスの誘致に取り組みます。

障害者地域自立支援協議会を中心に関係機関との連携の強化や但馬圏域相談支援連絡会での研修会等を通じ、相談支援の質の向上に向けた取組を進めます。

■サービス等の内容

サービス名	内容
障害児相談支援	障害児通所支援等を利用する方の心身の状況や環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障害児支援利用計画の作成を行うほか、障害児支援利用計画が適切かどうかを、一定期間ごとに検証（モニタリング）し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行います。

3 第2期障害児福祉計画における障害児通所支援及び相談支援の見込量と実績

サービス名	単位	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画	実績	計画	実績	計画	実績
児童発達支援	延利用者数 (人日/月)	41	29	43	11	46	18
	実利用者数 (人/月)	14	10	16	3	18	6
医療型児童発達 支援	延利用者数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサ ービス	延利用者数 (人日/月)	175	121	175	29	175	30
	実利用者数 (人/月)	28	20	28	15	28	16
保育所等訪問支 援	延利用者数 (人日/月)	2	2	3	2	4	2
	実利用者数 (人/月)	2	2	3	2	4	2
居宅訪問型児童 発達支援	延利用者数 (人日/月)	0	0	0	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数 (人/月)	25	13	29	9	33	11

4 第3期香美町障害児福祉計画における障害児通所支援及び相談支援の見込量

サービス名	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	延利用者数 (人日/月)	15	18	21
	実利用者数 (人/月)	5	6	7
医療型児童発達支援	延利用者数 (人日/月)	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0
放課後等デイサービス	延利用者数 (人日/月)	150	170	170
	実利用者数 (人/月)	23	24	24
保育所等訪問支援	延利用者数 (人日/月)	2	2	2
	実利用者数 (人/月)	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	延利用者数 (人日/月)	0	0	0
	実利用者数 (人/月)	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数 (人/月)	10	11	11

成果目標

障害福祉サービス等の見込量等

障害児通所支援等の見込量等

地域生活支援事業の見込量等

第5章 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

障害者総合支援法に基づき、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ実施する地域生活支援事業について、事業の種類ごとの実施に対する考え方、見込量及び見込量確保のための方策を定めます。

1 必須事業

見込量の設定に対する考え方

利用実績及び利用者数をもとに見込量を設定します。

見込量を確保するための方策

- ① 理解促進・啓発事業
障害のある人への住民理解を深めるための情報を適切に提供するため、広報誌やホームページを通じ周知します。
- ② 自発的活動支援事業
障害のある人やその家族同士の情報交換ができる自発的な交流活動の支援を図るため、「サロンほのぼの」を開催します。
- ③ 相談支援事業
基幹相談支援センターと相談支援事業所等の連携を図り、相談支援業務の充実に努めます。
- ④ 成年後見制度利用促進事業
成年後見制度の普及に努めるとともに、判断能力が不十分な障害のある人について、親族による申し立てが困難な場合は、町が申し立てを行います。
- ⑤ 成年後見制度法人後見支援事業
後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備に努めます。
- ⑥ 意思疎通支援事業
聴覚障害のある人等が参加する講演会等への手話通訳者及び要約筆記者の派遣に努めます。
- ⑦ 日常生活用具給付事業
広報誌やホームページを通じ事業内容の周知に努めるとともに、障害のある人が自宅での日常生活をより円滑に過ごせるよう適正な給付に努めます。
- ⑧ 手話奉仕員養成研修事業
手話奉仕員養成講座を通じ、手話奉仕員の養成、確保に努めます。
- ⑨ 移動支援事業
ヘルパー不足が課題となっていますが、移動支援事業委託事業所との連携により、事業の推進を図ります。

見込量を確保するための方策

⑩ 地域活動支援センター事業

令和8年度末をめどに地域活動支援センターを開設し、創作活動、生産活動の場や生活における困りごとを相談できる場を提供するとともに、事業所との連携を図りながら支援体制を整え、利用促進に努めます。

■事業等の内容

事業名等	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。
自発的活動支援事業	障害のある人、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。
相談支援事業	<p>障害者相談支援事業</p> <p>障害のある人やその家族等の保健福祉に対する相談支援事業を充実させ、障害福祉サービスなど必要な情報の提供と利用の援助、専門のサービス提供機関の紹介を行います。また虐待の防止や早期発見のための体制を整え、関係機関と連絡調整を行い、障害のある人の権利擁護のための必要な援助を行います。</p>
	<p>基幹相談支援センター等機能強化事業</p> <p>市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施することにより、相談支援機能の強化を図ります。</p>
	<p>住宅入居等支援事業（居住サポート事業）</p> <p>民間賃貸住宅（アパート、一戸建て等）及び公営住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある人の地域生活を支援します。</p>

■事業等の内容

事業名等	内容
成年後見制度利用促進事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人・精神障害のある人に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制について検討を行います。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人のために、手話通訳者や要約筆記者の派遣、点訳、代筆、代読、音声訳による支援等を行います。
日常生活用具給付事業	重度の身体障害のある人、知的障害のある人、難病を抱える人、障害のある児童であって当該用具を必要とする人を対象に、日常生活に必要な用具の給付を行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人との交流活動の促進、市町村の広報活動等の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した人）の養成研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対して、個別または複数での利用の支援を図り、社会生活上必要な外出や余暇活動等といった社会参加のための外出の支援サービスを提供します。
地域活動支援センター事業	地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、障害のある人が通うことによって、地域生活の支援を促進します。

2 任意事業

見込量の設定に対する考え方

利用実績及び利用者数をもとに、事業所の開設予定や今後の利用ニーズ等を勘案して見込量を設定します。

見込量を確保するための方策

- ① 訪問入浴サービス事業
重度の身体障害のある人の身体の清潔保持等を図るため、訪問入浴サービス事業を継続して実施します。
- ② 日中一時支援事業
日中一時支援事業委託事業所との連携により、事業の推進を図ります。
- ③ レクリエーション活動等支援事業
「香美町手をつなぐ育成会」等の関係団体との連携により、事業の推進を図ります。
- ④ 芸術文化活動振興事業
香美町社会福祉協議会等の関係団体との連携により、作品展等の事業を実施します。
- ⑤ 点字・声の広報等発行事業
視覚障害等により文字による情報入手が困難な人に対して、声の広報等の提供を通じ分かりやすい情報提供に努めます。

■事業等の内容

事業名等	内容
訪問入浴サービス事業	入浴が困難だと思われる身体障害のある人を対象に、居宅を訪問し、浴槽の提供や入浴の介護を行い、身体の清潔保持や心身機能の維持を図ります。
日中一時支援事業	障害のある人の家族が介護により就労の時間が制約されないよう、また、介護の一時的な休息時間を確保するため、障害のある人の日中の活動の場所を確保し必要な支援を提供します。
レクリエーション活動等支援事業	障害のある人等の交流を図るため、レクリエーション教室等を開催し、障害のある人がレクリエーションに触れる機会等を提供します。
芸術文化活動振興事業	障害のある人の芸術文化活動を振興するため、障害者等の作品展等の芸術文化活動の機会を提供します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点訳・音訳といった障害のある人にわかりやすい方法で、日常生活を送るにあたり必要度の高い情報を提供します。

3 第6期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量と実績

事業名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	計画	実績	計画	実績	計画	実績
理解促進・啓発事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業						
①障害者相談支援事業	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所	6カ所
②基幹相談支援センター	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
③基幹相談支援センター 機能強化事業	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所	1カ所
④住宅入居等支援事業	-	0	-	0	-	0
成年後見制度利用支援事業	1人	0人	1人	0人	1人	0人
成年後見制度法人利用支援事業	-	0件	-	0件	-	0件
意思疎通支援事業						
①手話通訳者派遣事業	2件	2件	2件	2件	2件	2件
②手話通訳者設置事業	-	0人	-	0人	-	0人
日常生活用具給付事業						
①介護訓練支援用具	2件	1件	2件	3件	2件	0件
②自立生活支援用具	2件	1件	2件	3件	2件	0件
③在宅療養等支援用具	5件	4件	5件	6件	5件	8件
④情報・意思疎通支援用具	10件	6件	10件	4件	10件	6件
⑤排泄管理支援用具	420件	478件	420件	454件	420件	495件
⑥在宅生活動作補助用具	2件	1件	2件	1件	2件	0件
手話奉仕員養成研修事業	15人	2人	15人	3人	15人	3人
移動支援事業（実利用者数）	22人	13人	22人	10人	22人	10人
地域活動支援センター事業（利用者数/月）						
①自市町	0人	0人	10人	0人	10人	0人
②他市町	23人	29人	23人	7人	23人	6人
任意事業						
訪問入浴サービス事業	0人	0人	0人	0人	0人	0人
日中一時支援事業（実利用者数）	18人	3人	18人	7人	18人	8人
レクリエーション活動等 支援事業	実施	実施	実施	未実施	実施	未実施
芸術文化活動振興事業	-	実施	-	実施	-	実施
点字・声の広報等発行事業	実施	実施	実施	実施	実施	実施

4 第7期障害福祉計画における地域生活支援事業の見込量

(1) 必須事業

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進・啓発事業		実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施	実施	実施
相談支援事業				
①障害者相談 支援事業	委託事業所数	6カ所	6カ所	6カ所
	実利用者数	170人	180人	180人
②基幹相談支援センター		1カ所	1カ所	1カ所
③基幹相談支援センター 機能強化事業		実施	実施	実施
④住宅入居等支援事業		-	-	-
成年後見制度利用支援事業		実施	実施	実施
	実利用者数	0人	1人	1人
成年後見制度法人利用支援事業		-	-	-
意思疎通支援事業				
①手話通訳者派遣事業		2件	2件	2件
②手話通訳者設置事業		0人	0人	0人
日常生活用具給付事業				
①介護訓練支援用具		3件	3件	3件
②自立生活支援用具		2件	2件	2件
③在宅療養等支援用具		6件	4件	5件
④情報・意思疎通支援用具		5件	5件	5件
⑤排泄管理支援用具		460件	465件	470件
⑥在宅生活動作補助用具		2人	2人	2人
手話奉仕員養成研修事業		3人	3人	3人
移動支援事業	実利用者数	10人	10人	10人
	延利用時間	300時間	300時間	300時間
地域活動支援センター事業				
①自市町	実施箇所数	0カ所	0カ所	0カ所
	実利用者数	0人	0人	0人
②他市町	実施箇所数	3カ所	3カ所	3カ所
	実利用者数	8人	8人	8人

(2) 任意事業

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス 事業	実利用者数	0人	0人	0人
	延利用者数	0人	0人	0人
日中一時支援事業	実利用者数	9人	3人	3人
	延利用者数	480人	200人	200人
レクリエーション活動等支援 事業		実施	実施	実施
芸術文化活動振興事業		実施	実施	実施
点字・声の広報等発行事業		実施	実施	実施

<第4部>

計画の推進体制

第4部 計画の推進体制

第1章 PDCAサイクルの推進

第4期香美町障害者福祉計画等は、障害のある人の生活に必要な障害福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者が目標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、進捗状況を確認しながら、工夫と改善を積み重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

また、障害者総合支援法、児童福祉法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更すること、その他の必要な措置を講じること（PDCAサイクル）とされていることから、作成した計画については、3年ごとにその進捗を把握するだけでなく、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時対応していく必要があります。

① 計画（Plan）	障害者福祉計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定にあたっての基本的な考え方、達成すべき目標及びサービス提供体制に関する見込量の見込み方法等を定める。
② 実行（Do）	計画の内容を踏まえ、事業を実施する。
③ 評価（Check）	成果目標等については、少なくとも年1回はその実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら、障害福祉計画、障害児福祉計画の中間評価として検証・分析・評価を行う。 中間評価の際には、香美町障害者地域自立支援協議会及び関係機関等から意見を聴取する。
④ 改善（Act）	中間評価等の結果を踏まえ、必要がある場合は、障害者福祉計画、障害福祉計画、障害児福祉計画の見直し等を実施する。

第2章 当事者参画の推進

障害者施策をはじめ、各分野の政策や方針等を検討する際には、各種審議会や委員会等への障害のある人の積極的な参画を図り、障害のある人やその家族の意見が反映できる体制づくりを進めます。

第3章 計画の普及啓発

本計画は、本町の障害のある人に関する長期的な施策の方向を示したものです。障害のある人とその家族、関係機関、関係団体、住民など幅広い主体が本計画の理念や基本目標を理解し、相互に連携、協力し、目指す社会「みんな元気で共に支え合うまちづくり」の実現に向けて、主体的、積極的に取り組むことが期待されます。そのため、本計画の策定の趣旨や理念、基本目標を関係機関や団体、住民が共通して認識できるよう、計画の普及啓発に努めます。

第4章 計画の進行管理と評価

1 成果目標等の検証・分析・評価

計画の推進にあたっては、広報誌やホームページ等により計画の周知を図るとともに、「第4部 『第1章 PDCA サイクルの推進』」に記載のとおり、毎年成果目標等の実績を把握し、香美町障害者地域自立支援協議会等での議論を通じ、中間評価として検証、分析、評価を行います。

2 関係機関との連携

計画の推進には、豊岡健康福祉事務所をはじめとした行政機関、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所等との連携が重要となることから、国や県の動向を把握しつつ、近隣市町や関係機関と様々な情報交換を進めることとします。

<第 5 部>

資料編

第5部 資料編

第4期香美町障害者福祉計画策定経過

期日	内容
令和5年7月31日	第1回香美町障害者福祉計画策定委員会 ①香美町障害者福祉計画策定について ②第3期香美町障害者福祉計画、第6期香美町障害福祉計画 第3期香美町障害児福祉計画の実績及び検証について ③アンケート調査について
令和5年8月28日～ 令和5年9月15日	障害者福祉計画策定に関するアンケート調査
令和6年1月11日	第2回香美町障害者福祉計画策定委員会 ①第4期香美町障害者福祉計画（案）について ②第7期香美町障害者福祉計画（案）について ③第3期香美町障害者福祉計画（案）について
令和6年1月15日～ 令和6年2月2日	パブリックコメントの実施
令和6年2月15日	第4期香美町障害者福祉計画（案）を香美町議会（総務民生常任委員会）に報告
令和6年2月19日	第3回香美町障害者福祉計画策定委員会 ①第4期香美町障害者福祉計画の策定について ②第7期香美町障害者福祉計画の策定について ③第3期香美町障害者福祉計画の策定について

パブリックコメントの結果

1 目的

本町の令和6（2024）年4月から令和12（2030）年3月までの6年間の「障害者施策の方向性とその実現に向けた指針」として、町の障害福祉施策の在り方とその実現に向けた基本的な方向性を示すとともに、町民と行政が町の障害者施策を共有し、まちづくりを進めていくための計画である「第4期香美町障害者福祉計画」の策定にあたり、広く意見を求めるため。

2 第4期障害者福祉計画等の概要

第4期香美町障害福祉計画は、障害のある人のための施策に関する基本的な計画で、計画期間は次に示すとおり。

計画期間

第4期香美町障害者福祉計画 令和6（2024）年度～令和11（2029）年度

第7期香美町障害福祉計画 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

第3期香美町障害児福祉計画 令和6（2024）年度～令和8（2026）年度

3 意見募集期間

令和6（2024）年1月15日（月）～令和6（2024）年2月2日（金）

4 周知方法

- (1) 町ホームページへの掲載
- (2) 香美町福祉課及び各地域局での閲覧

5 提出方法

- (1) 香美町福祉課又は各地域局への提出
- (2) 郵送による提出
- (3) F A Xによる提出
- (4) 電子メールによる提出

6 提出者数

0人

7 提出件数

0件

香美町障害者福祉計画等策定委員会名簿

任期：R5.7.1 ～ R7.6.30

団体名等	役職等	委員名	備考
公共職業安定所の職員			
豊岡公共職業安定所 香住出張所	統括職業指導官	尾崎 浩司	
障害福祉関係行政機関の職員			
兵庫県豊岡こども家庭センター	所 長	田村 太	
兵庫県但馬県民局 豊岡健康福祉事務所	所 長	柳 尚夫	
連合自治会を代表する者			
香美町連合自治会	副会長	宮下 仙之助	
香美町民生委員児童委員協議会を代表する者			
香美町民生委員児童委員協議会	理 事	森本 敦子	副会長
香美町社会福祉協議会を代表する者			
社会福祉法人香美町社会福祉協議会	会 長	森脇 修	会 長
町内の障害者団体を代表する者			
香美町身体障害者福祉協会	会 長	三浦 寛司	
香美町手をつなぐ育成会	会 長	日向 智子	
特別支援教育に関係する者			
香美町校園所長会	特別支援担当校長	片山 真理	
兵庫県立出石特別支援学校みかた校	教 頭	上田 由紀子	

団体名等	役職等	委員名	備 考
相談支援事業所の職員			
社会福祉法人兵庫県社会福祉事業団 出石精和園	課 長	金海 太一	
医療法人敬愛会 生活支援センターほおずき	圏 域 コーディネーター	中井 寿美	
障害者の保健又は福祉に関する識見を有する者			
地域活動支援センターのぎく家族会	監 事	井上 幸子	
社会福祉法人神戸聖隷福祉事業団 北但広域療育センター	施設長	稲津 慎也	
ダルマ合同会社	代表社員	中島 雅紀	

(敬称略)

香美町障害者福祉計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づく障害者計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく障害児福祉計画(以下「計画」という。)を策定し、町内に居住する障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、及び目標値に対する達成状況を検証し、より効果的な方策を推進していくための機関として、香美町障害者福祉計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事務に関すること。
- (3) 計画の評価及び見直しに関すること。
- (4) その他計画の評価及び見直しに必要な事務に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公共職業安定所の職員
- (2) 障害者福祉関係行政機関の職員
- (3) 香美町連合自治会を代表する者
- (4) 香美町民生委員児童委員協議会を代表する者
- (5) 香美町社会福祉協議会を代表する者
- (6) 香美町婦人会を代表する者
- (7) 町内の障害者団体を代表する者
- (8) 特別支援教育に係る者
- (9) 相談支援事業所の職員
- (10) 障害者の保健又は福祉に関する識見を有する者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は町長が委嘱する日から2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、香美町福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
(香美町障害福祉計画策定委員会設置要綱等の廃止)
- 2 香美町障害福祉計画策定委員会設置要綱（平成21年香美町告示第10号）及び香美町障害者福祉計画策定委員会設置要綱（平成23年香美町告示第53号）は廃止する。

(委員の任期の特例)

- 3 この告示の施行の日以後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

(招集の特例)

- 4 この告示の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に開かれる委員会は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則（平成29年6月27日告示第100号）

この告示は、公布の日から施行する。

用語解説

あ

アクティブステーションかみ：障害のある人等と町内事業者との橋渡しを行い、就労の促進や社会活動参加を支援する「香美町福祉職業等紹介所」のこと。

アセスメント：障害のある人や家庭の情報、環境などの利用者の状況を把握し、日常生活の評価から希望する生活や課題等を把握すること。

医療的ケア児：NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。

医療的ケア児等コーディネーター：医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターのこと。

インクルーシブ教育：多様な子どもたちが地域の学校に通うことを保障するために教育を改革するプロセスで、国籍や人種、宗教、性差、経済状況、障害の有無に関わらず、全ての子どもたちが対象とされている。

インクルージョン：介護や障害などの有無を問わず、全ての人が差別なく受け入れられる社会のこと。

か

介護保険事業所：介護保険法に基づき、自宅における生活支援、日帰りを通う機能訓練、デイサービス及び施設における入所（入居）支援等のサービスを提供する事業所または施設のこと。

基幹相談支援センター：地域の福祉に関する相談、支援の中核的役割を担う機関で、障害のある人のニーズに対応する総合相談や相談支援体制の強化、地域移行、地域定着、権利擁護、虐待防止などあらゆる役割を果たしている。

共生型サービス：障害福祉、介護保険どちらかの指定サービスを受けてサービスを実施している当事者がもう一方の指定を受けやすくすることを目的とした指定手続きの特例として、平成30年に設けられた制度。

グループホーム：障害のある人が複数人で世話人等から生活や健康管理面でのサポートを受けながら共同生活を営む住宅のこと。

さ

サービス等利用計画書：障害のある人の自立した生活を送るために、どのようなサービスをどのように利用するか明らかにするもので、計画を作成することによって、障害のある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントの手法を用いてきめ細かく継続的に支援していく。

サテライトオフィス：企業や団体の本社や本拠から離れた場所に設置されたオフィスのこと。

サポートファイル：乳幼児期から学齢期、就労期までの「縦」の連携、保健、医療、福祉、就労等「横」の連携を図ることで、障害児（者）への一貫した支援を行うことを目的として、障害児の情報が時系列に集積されたファイル（記録）のこと。

市町版こども家庭センター：母子保健機能（子育て世代包括支援センター）と児童福祉機能（子ども家庭総合支援拠点）をあわせ持ち、児童及び妊産婦、家庭に包括的な支援を行う。

児童発達支援センター：障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設のこと。

手話通訳者：聴覚や言語に障害のある人のために手話で応対できる専門の通訳者のこと。

手話奉仕員：市町村が実施する手話奉仕員養成講座を修了した人のこと。

障害者週間：広く障害者の福祉についての関心と理解を深め、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定された、12月3日から12月9日までの1週間のこと。

障害者就業・生活支援センター：障害のある人の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携のもと、身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行い、雇用の促進及び安定を図ることを目的として設置され、求職相談、職場定着相談、生活相談、職場の環境改善などを相談することができる施設のこと。

障害者地域自立支援協議会：障害者自立支援法に基づき設置される協議会のことで、関係機関のネットワーク構築と、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

障害年金：疾病等によって生活や仕事等が制限されるようになった場合に、現役世代の人も含めて受け取ることができる年金のこと。

障害福祉サービス：障害者総合支援法に基づいて提供されるサービスのことで、日常生活や社会生活を営むために必要な訓練などの支援を提供する「訓練等給付」と、日常生活に必要な介護の支援を提供する「介護給付」の二種類が中心となる。

ジョブコーチ：障害のある人に対して健康管理や生活リズムの構築支援や、安定した職業生活を送るための家族の関わり方に関して助言するなど、障害のある人がスムーズに職場で働くためのサポートをする人のこと。

自立支援医療：心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のこと。

身体障害者手帳：身体の機能に一定以上の障害があると認められた人に交付される手帳のこと。

生活支援コーディネーター：高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的として、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす人のこと。

精神障害者保健福祉手帳：精神障害のため、長期にわたり日常生活や社会生活への制約がある人を対象として交付される手帳のこと。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム：精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉、介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムのこと。

成年後見制度：認知症の人、知的障害のある人や精神障害のある人など、判断能力が不十分な人の財産管理や身上監護を代理権や同意権、取消権が付与された成年後見人等が行う仕組みのこと。

相談支援事業：障害のある人やその家族から相談を受け、障害福祉サービスを受けるための手続きや障害福祉サービスに関する情報提供等、様々な助言を行う事業のこと。

た

地域活動支援センター：地域で生活している身体、精神、知的障害を抱える人に、創作活動や交流の機会を提供する施設のこと。

地域生活支援事業：障害のある人及び障害のある児童を対象に市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業のこと。

特別支援教育：「障害のある子どもの自立と社会参加に向けた主体的な取り組みを支援する」という視点に立ち、対象となる子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を確認して伸ばし、学習や生活で抱える困難さを軽減し改善するための適切な指導や支援を行う教育のこと。

な

日常生活自立支援事業：認知症高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人等のうち、判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業のこと。

認知症ケアパス：認知症の発症予防から人生の最終段階まで、状態に応じたケアの流れを示したもので、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスを受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したもの。

認知症初期集中支援チーム：医療・介護の専門職が家族等の相談等から、認知症が疑われる人や認知症の人およびその家族を訪問し、必要な医療や介護の導入・調整や家族支援などの初期の支援を集中的に行い、適切な医療や介護サービスなどの速やかにつなぐ取り組みを行うこと。

NET 119：聴覚や言語機能の障害等で音声による通話を困難としている人が、携帯電話やスマートフォン等の Web（インターネット）機能を通して、簡単な画面操作で 119 番通報を行うことができるシステムのこと。

ノーマライゼーション：「障害のある人が障害のない人と同等に生活し、ともにいきいきと活動できる社会を目指す」という理念のこと。

農福連携：障害のある人等の農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを創出し社会参画を促す取組のこと。

は

発達障害：広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等、脳機能の発達に関係する障害のこと。

バリアフリー：障害のある人が社会生活をしていく上であらゆる障壁となるものを除去することで、障害のある人の社会参加を容易にし、社会的、制度的、心理的な全ての障壁が除去されること。

FAX 119：ファックスで通報用紙を 119 番に送信し、筆談で緊急通報ができるシステムのこと。

福祉的就労：一般就労が難しい障害のある人が障害福祉サービスの中で就労の機会を選択しながら働くこと。

ヘルプマーク：援助や配慮を必要としている人が、そのことを周囲の人に知らせることができるマークのこと。

法定雇用率：障害のある人の雇用について、民間企業や国、地方公共団体が一定の割合以上を雇用することを法律で定めたもの。

ま

モニタリング：サービス等利用計画に基づき、利用者の生活上の変化やサービス利用状況の把握などを通じ、継続的に評価を行うこと。

や

ゆずりあい駐車場：車いす使用者、高齢者、妊産婦など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な人の専用スペースのこと。

ユニバーサルデザイン：バリアを取り除くだけでなく、障害の有無に関わらず、はじめから誰もが（ユニバーサル）使いやすく利用できる施設、製品、情報を設計（デザイン）すること。

要約筆記者：話している内容を即時に要約して文字として伝えることで、聴覚障害者等を支援する者のこと。

ら

療育手帳：知的障害や発達障害のある人へ交付される障害者手帳のこと。

第4期香美町障害者福祉計画

第7期香美町障害福祉計画 第3期香美町障害児福祉計画

令和6(2024)年3月発行

香美町 福祉課

〒669-6592 兵庫県美方郡香美町香住区香住 870 番地の1

T E L 0796-36-1964

F A X 0796-36-3809
